

はじめに

課題1

新たな大都市制度の実現にあたって、必要な財源は確保できるのか。

課題2

新たな大都市制度によって、財政再建に取り組んでいる大阪の自治体が直面する課題解決に寄与できるのか。

2 あるべき財政制度の 検討にあたって

◆本来的には、

- ・持続可能な大都市運営を実現するための税財政の抜本改革
- ・新たな大都市を支えるための税財政制度の構築を目指して協議していくべき。

◆しかし、こうしたアプローチは、地方税財政制度の根幹にかかわる全国的テーマ(国の制度の見直し)であり、「大阪にふさわしい大都市制度」を協議するという本協議会の目的に照らせば、地方税財政制度そもそものあり方は別の機会に議論すべき課題と認識。

◆したがって、現行制度のもとでの制約を所与の条件にしたうえで、現実に大阪が置かれている状況に照らして、あるべき方向を協議したい。

2-(1) 協議の前提 ～地方財政制度下での制約～

【協議の前提】

- 現行の地方税財政制度を踏まえ検討するのか、制度の改正を求めるのか。
- 地方交付税に大きく依拠する現状を踏まえて検討するのか、依拠しない条件で検討するのか。

【現状認識】

- 地方交付税に大きく依拠する府・市財政
 - ・大阪府は平成5年から、大阪市は平成6年から交付団体
- 平成23年度交付税決定額は府・市合わせて7,000億円超
 - ・大阪府5,684億円(交付税2,903億円、臨財債2,781億円)
 - ・大阪市1,387億円(交付税 527億円、臨財債 860億円)
- 他市町村まで含め、大阪府域全体では8,800億円超
 - ・府内における不交付団体は、摂津市、田尻町の2団体のみ

【参考】

- ・ **東京都は昭和29年度の地方交付税制度発足以来、交付税不交付団体**
- ・ 急激な景気悪化にも十分に耐え得る強固な税財政基盤の上に立つ大都市

【想定される財源不足（H23府・市交付税決定額（臨財債含む）：7000億円）の解消手法（例）】

歳出カット	<ul style="list-style-type: none"> ・交付税の交付を前提とした行財政計画のもとで行革を実施している府・市にとって、行革の計画目標をさらに7,000億円上乘せすることは非現実的ではないか。
増税	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな税負担を伴うものであり、府民の理解が得られないのではないか。
税源移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には権限、又は補助金・交付金とセットで検討されるものであり、財源不足解消を目的とした税源移譲は成立しないのではないか。 ・全国自治体に影響が及ぶ問題であり、国との調整が相当程度必要ではないか。 ・移譲される税源によっては、かえって自治体間の税の遍在を助長させることも想定されるのではないか。 ・上記の課題等が整理されたうえで関係法の改正が必要であり、成立には相当の時間を要するのではないか。
国税の還元 (交付税法定率の改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付税特会において多額の財源不足が発生する中、その財源不足を国と地方で起債（H23当初7兆円超）して賄っている現状では、法定率が改善されても財源不足の解消効果しか期待できないのではないか。 ・国家財政や全国自治体に影響が及ぶ問題であり、慎重な検討が必要ではないか。 ・上記の課題等が整理されたうえで、関係法の改正が必要であり、成立には相当の時間が必要であるとともに、仮に成立しても十分な効果は期待できないのではないか。

◇いずれも地方税財政制度の根幹にかかわる問題提起であり、実現には相当の時間と労力が必要

◇また、例え実現しても、財源不足の解消だけでは真の財政基盤強化とはならない

◆新しい大都市制度を早期に構築するためにも、

■現行地方税財政制度

■現行交付税制度による交付税の交付

を前提として検討をスタートさせることが現実的ではないか。

2-(2) 財源移転についての基本的考え方

【財源移転の基本的な考え方】

◇仕事(権限)と財源はセットで移譲(移転)されることが基本



【考えられる手法】

□自治体間での税源移譲

□広域自治体と基礎自治体間での垂直調整

- ・広域自治体と基礎自治体間で権限移転がある場合

□基礎自治体間での水平調整

- ・都市としての一体性、統一性を確保する観点から、共同で実施する必要がある場合
- ・基礎自治体間の格差を是正する場合

□負担金、交付金など予算執行

□行政内部であれば予算配当

I 財源確保について
～考えられる手法の検討～

I - 1 広域の一元化に向けて

【課題】

■大阪が世界の都市との競争に打ち勝つためには、広域交通ネットワークや産業政策など都市の成長を支える広域行政機能を大阪トータルで戦略的に展開していくことが急務。

■そのためには、府と政令市に分散している広域機能を一元化する必要があるが、これに対応した財政面の制度、仕組みとはどのようなものか。

【問題意識】

◆本来的には役割に応じて税源移譲すべきだが、そのような手法は可能なのか。

◆特に政令市が担っている広域機能は、道路などの法定事務、産業施策や大学などの任意事務、地下鉄などの公営企業に分かれており、これら事務の性格を踏まえた手法としてはどのようなものが考えられるか。

I-1 広域の一元化に向けて

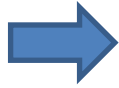
◆ 自治体間での税源移譲

概要	事務(権限)とそれに見合う財源をセットで移譲
効果	<ul style="list-style-type: none">・財源確保から経費執行まで責任の所在が一体化される・財源確保、経費抑制などのインセンティブが働く
課題	<ul style="list-style-type: none">・法改正が必要・特定の地域に限って税の配分を変更することが可能か・公営企業や任意の広域事務にかかる財源の移転に税源移譲といった手法はそもそも馴染まないのではないか ※公営企業・・・地下鉄、港湾など 任意事務・・・産業施策、美術館、大学など

第2回協議会で取り上げたテーマを中心に、
法定事務、公営企業、任意事務に区分し考察

■道路など法定事務の移転に伴う財源移転

道路・消防



- ・負担は義務的に実施される。
- ・制度として確立されれば、実施主体への国庫補助、交付税算定などの地方財政制度の仕組みの中で移転がなされる。

■鉄道事業など公営企業における財源移転

鉄道・港湾

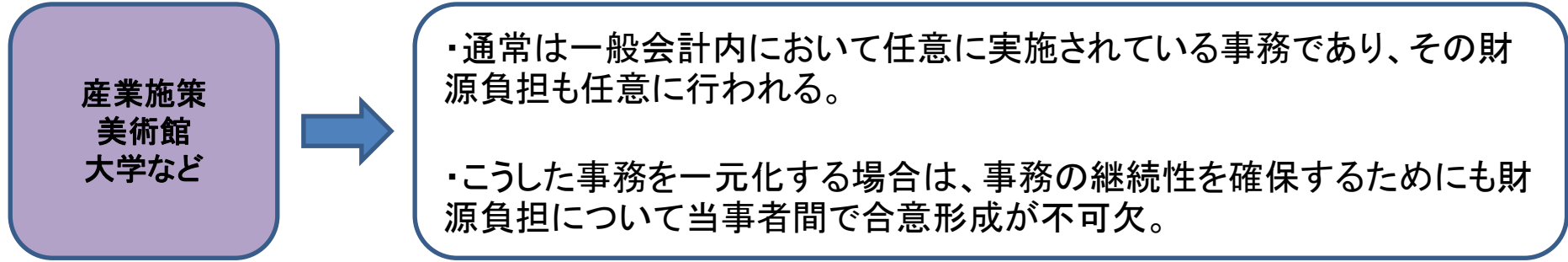


- ・独立した会計で経理されており、会計単位で移転可能。
- ・財源移転の必要な経費は他会計からの繰入れ等の経費

【考えられる一元化の形】

広域に一元化して管理	広域と基礎が共同で管理	民営化
<ul style="list-style-type: none"> ・会計の移転に伴い財源も自動的に移転 ・一般会計から繰入れ等が必要な場合は一元化先(広域)で処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担が必要な経費はそれぞれの団体から一元化先へ、負担、交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化など経営形態の見直しを行う場合は、その仕組みの中で検討

■産業施策など任意の事務の移転に伴う財源移転



負担金、交付金等	
概要	それぞれの団体から一元先へ交付
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置であり、手続きは簡便(現行制度で可能) ・事務(権限)と財源のバランスを確保することは容易
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・府・市間でしっかり合意されることが前提 ・財源確保と経費執行の責任が分離される ・一方、財源確保、経費抑制などのインセンティブが働きにくい ・美術館や大学の場合は経営形態を見直し、民営化や統合するといった選択肢も考えられる

I — 2 基礎自治体の自治の 充実に向けて

I-2 基礎自治体の自治の充実に向けて

【課題】

- 広域自治体が戦略的な広域行政機能を一元的に担うとともに、基礎自治体では住民自らの自治体のサービスや施策を自己決定できるよう、今まで以上に住民自治機能を向上させる必要がある。
- しかし、現状の行政区は、政令市内部の出先機関に過ぎず、自ら裁量できる権限とともに財源もほとんどなく、住民が参画、参政したり決定するという住民の意思が反映されない状況。
- 行政区が実質的に住民のコントロールの下に自治体経営できるような財政面の制度、仕組みとはどのような方法が考えられるのか。

【問題意識】

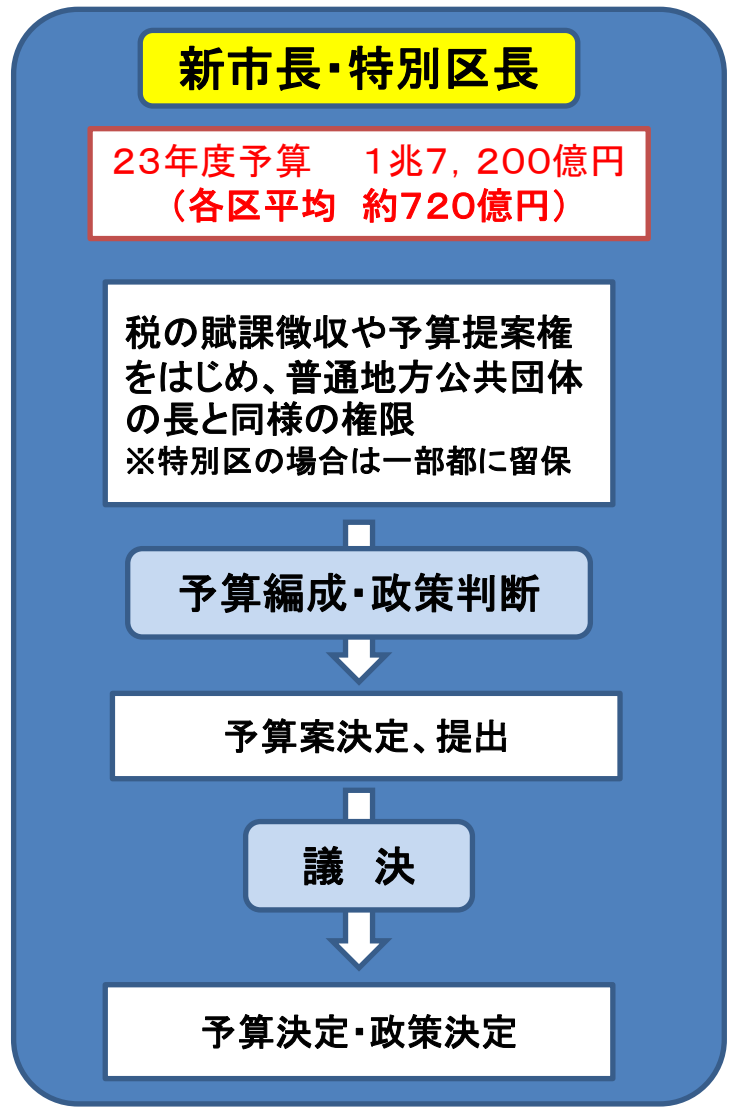
- ◆ 行政区を独立(分割又は実質的な基礎自治体化)すれば、財政破綻するところが発生するのか。
- ◆ 分割すれば格差の発生が想定されるが、都市として自治体間格差がどの程度まで許されるのか。
- ◆ これらを解決する手法としてはどのような方法が考えられるのか。
- ◆ その手法を検討する際に、抜本的な改革を目指すのか、現行地方財政制度を踏まえるのか。

I-2 基礎自治体の自治の充実に向けて

	分割		政令市存置	
	都区制度を単純適用	普通地方公共団体	市長権限重視	区長権限重視
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地方公共団体としての権限を保有 ・交付税は府・市一体で算定されるため、理論上は増減なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通地方公共団体としての権限を保有 ・交付税は個別に算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・政令市としての権限を保有するが、区長の権限と責任は僅少 ・交付税所要額は現状のまま ・内部調整として実質的に移転 	<ul style="list-style-type: none"> 政令市の下で区長公選制を実施し、権限と責任を充実 ・区長に権限に応じた税財源が移譲されれば、自治機能は高まる ・交付税所要額は増減なし
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の都区財政調整制度の適用でうまく機能するのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体間で財政格差が生じるため、財政調整が必要ではないか ・交付税は個別算定となり、所要額は増加するため国との調整要 	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政区には僅かな裁量予算のみで、区の自治機能が高まったとは言えないのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長に賦課徴収権を与えれば、財政格差が発生することも想定される ・その場合、財政調整が必要ではないか
備考	シミュレーション(A)(B) P30～P49		シミュレーション(C)(D) P50～P55	

◆政令市分割の場合 ~イメージ~ ①

【普通地方公共団体又は特別区】

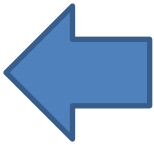


◇法人格を有する独立した地方公共団体となるため、
予算編成から予算執行まで完結

**各区平均予算
720億円**

財政調整

- ・パターンA(2ケース)..... P30~
- ・パターンB(3ケース)..... P38~



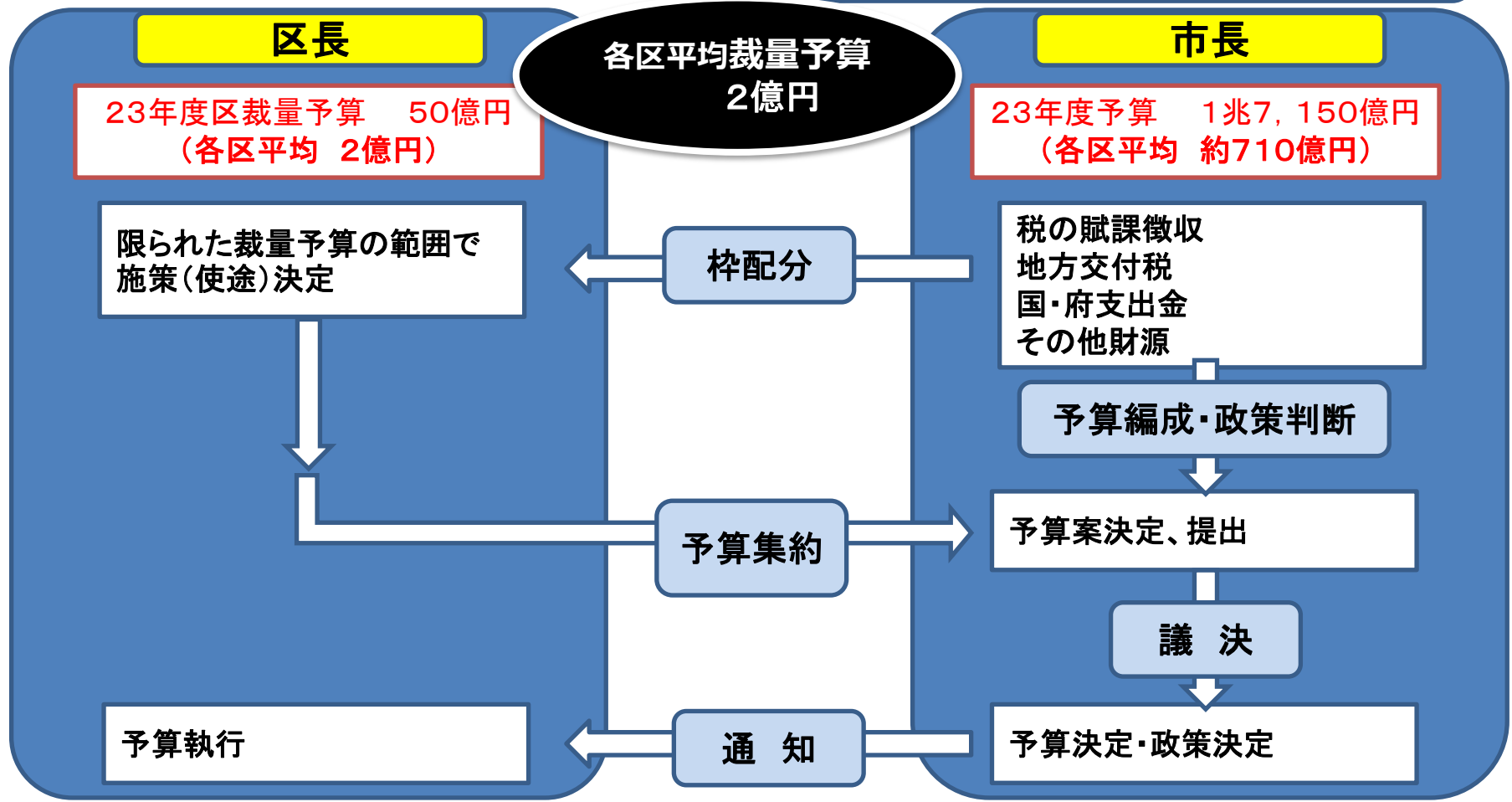
◆市(区)間で財政格差が生じるため、財政調整が必要。
◆普通地方公共団体に分割する場合は、交付税所要額が増加。

◆ 政令市存置の場合 ~イメージ~ ②

【市長権限重視型】

◇税財政に関する多くの権限・財源は市長にあり、区長は限られた裁量予算の範囲内で予算執行権を有するのみ。

法人格なし(あくまで内部機関)



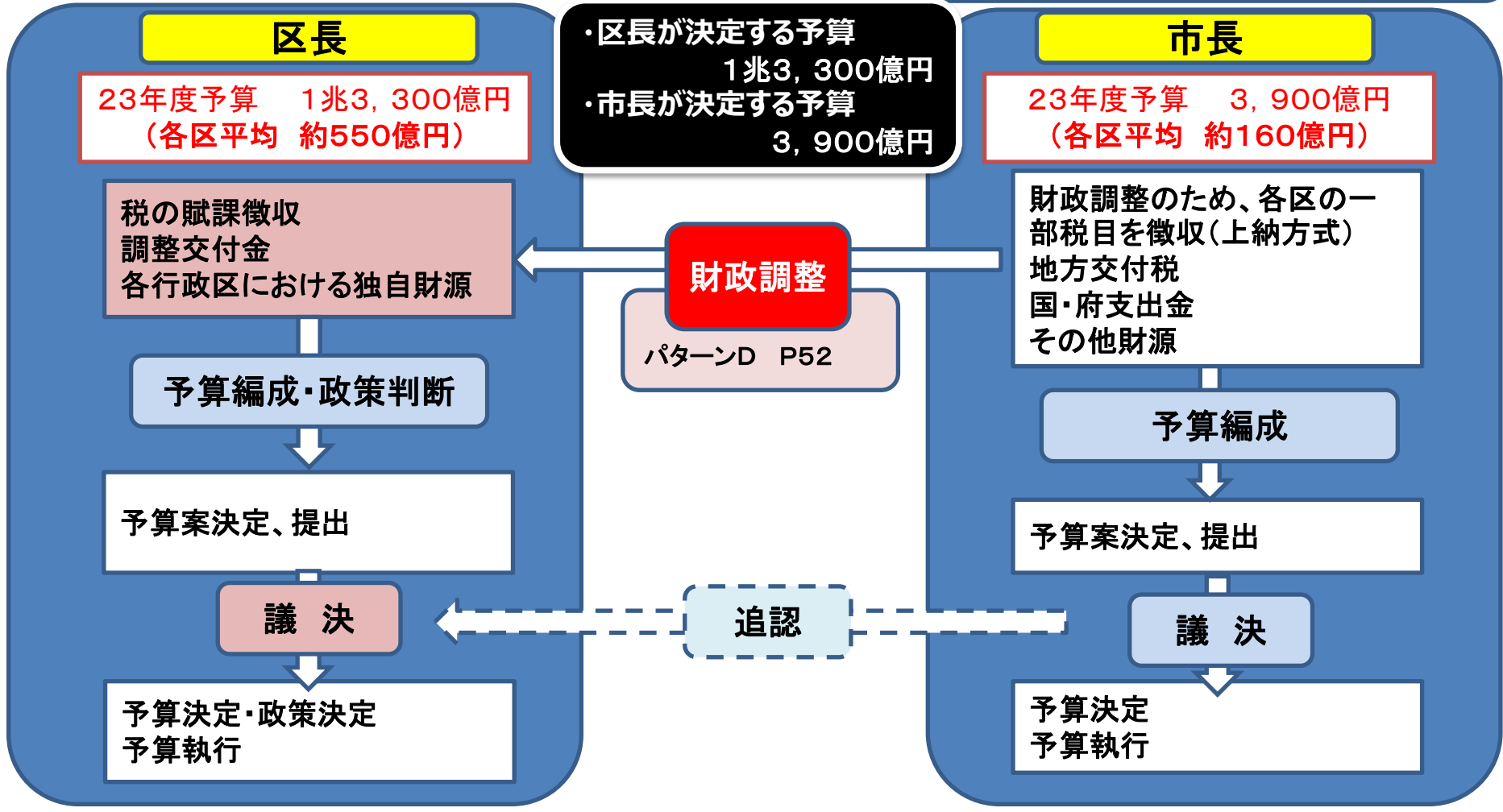
- ◆ 財源の配分が中央でコントロールされる。
- ◆ 自治機能としては未成熟、不完全ではないか。

◆ 政令市存置の場合 ~イメージ~ ③

【区長権限重視型】

法人格を付与(一定の独立性を付与)

◇法人格が付与され、税財政に関する多くの権限・財源が区長に移譲。市長は、一体性をもって行う事務の処理、交付税の受け入れや財政調整といった限られた範囲内で権限を有するのみ。



- ◆一定の自主財源のもと政策決定が可能となり、自治機能が高まるのではないか。
- ◆区長の仕事を身近なところでチェックする仕組みが必要。

I — 3 財政収支シミュレーション
～ 4パターン7ケース～

■ シミュレーションの前提条件

このシミュレーションは、新しい大都市における財政制度を検討するため、大阪市の平成21年度歳入・歳出決算額を下記的前提条件のもと、各区に按分するなどして推計したものであり、各区の財政の実態を詳細に積み上げ試算したものではない。

【前提条件】

《総括》

- ✓ 平成21年度決算(一般財源ベース)で試算。したがって、現行サービス水準が基本。
- ✓ 24区で試算。合区は考慮せず。
- ✓ 各行政区の再編後の権能は中核市並み。
新たに発生する教育委員会や議会にかかる経費も需要算定。
- ✓ 政令市と中核市の権能差による歳出の増減は、地方交付税制度における権能差を反映する補正率から推計。

《歳入》

- ✓ 区別の税収入は、公表数値により把握。
- ✓ 税以外の一般歳入及び歳出は、一定の基準(区別の人口等)により按分し推計。
- ✓ 地方交付税は、平成21年度算定の数値をこの項で示している前提条件により推計。

《歳出》

- ✓ 現行サービスを人口按分により推計。
- ✓ 生活保護費は、各区の保護人員で按分し推計。

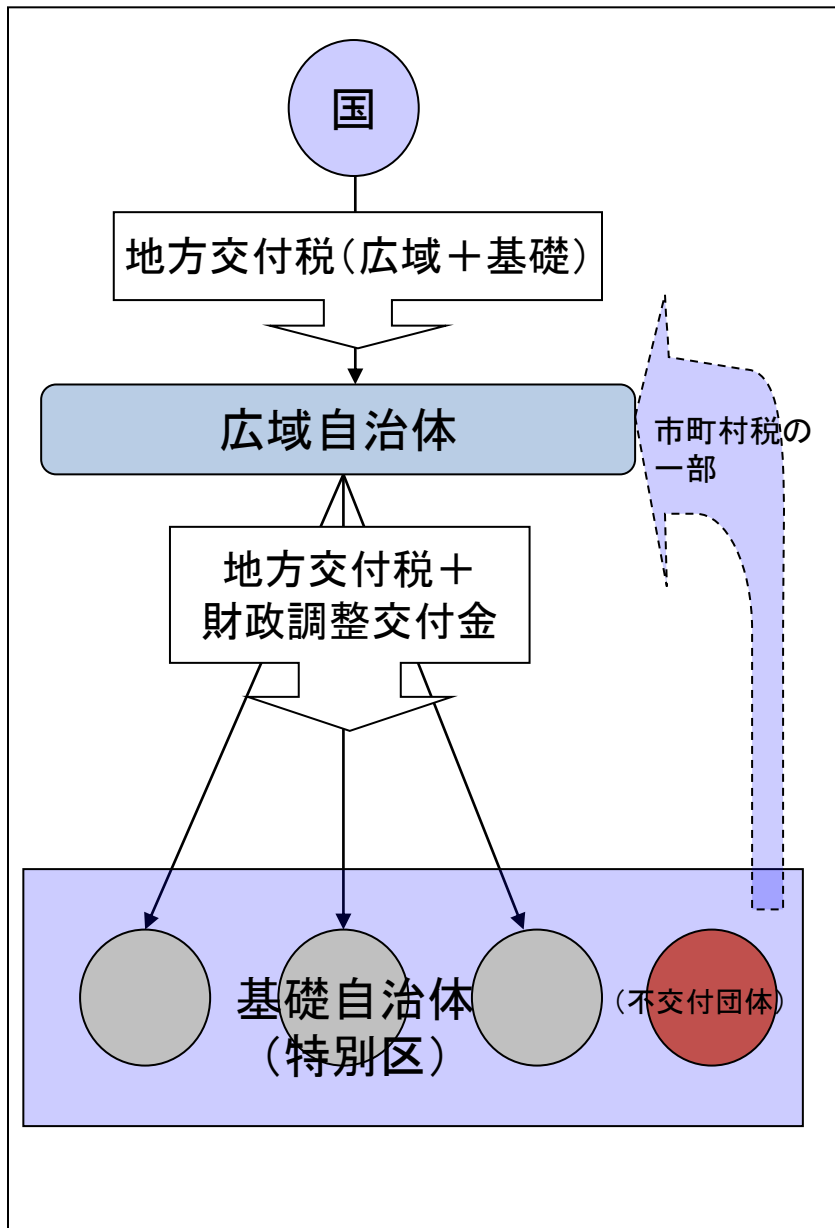
■ 財政収支シミュレーション ～試算パターン～

		Aパターン	Bパターン
区分		基礎自治体に分割	
		都区財政調整制度を活用【2ケース】	交付税制度を活用（単純又は独自調整）【3ケース】
シミュレーション （財政調整、配分の考え方）	① 交付税 不交付のケース	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域自治体と特別区、特別区間を財政調整 ◆ 調整交付金の広域と基礎との割合は、東京都と同様（広域45%:基礎55%） 	① 交付税のみの単純適用
	② 交付税 交付のケース	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域自治体と特別区、特別区間を財政調整 ◆ 調整交付金の広域と基礎との割合は、東京都と同様（広域45%:基礎55%） ◆ 交付税は、広域自治体と特別区を合算して広域に交付 	② 交付税を適用後、拠出金で独自調整
			③ 交付税と拠出金を合算のうえ独自調整
事務権限	○広域自治体	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 府県権限 ◆ 政令市権限（中核市権限を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国府道の管理 ・ 児童相談所の設置 など ◆ 広域が行う基礎自治体事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画 ・ 消防 	○大阪府
	○特別区（24区）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中核市権限 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 府県権限 ◆ 政令市権限（中核市権限を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国府道の管理 ・ 児童相談所の設置 など ○各市（24市） ◆ 中核市権限

■ 財政収支シミュレーション ～試算パターン～

		Cパターン	Dパターン
区分	政令市存置		
		市長権限重視（現行制度どおり）【1ケース】	区長権限重視（交付税+独自調整）【1ケース】
シミュレーションケース (財政調整、配分の考え方)	現行制度どおり		政令市下での財政調整 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政区が賦課徴収した法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税の五税を財政調整財源として市長（本庁）に拠出 ◆ 市長は、交付された交付税とあわせ、本庁と行政区、行政区間を財政調整 ◆ 配分は、行政区の収支均衡に配慮して配分
	事務権限	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 府県権限 ○大阪市 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 政令市権限 ○行政区（24区） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長からの委任事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 府県権限 ○大阪市（本庁） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 政令市権限（中核市権限を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・国府道の管理 ・児童相談所の設置 など ◆ 一体的に処理する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・既発公債の償還 ○行政区（24区） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中核市権限 ◆ 税の賦課徴収権を付与

■ A-① ～都区財政調整制度を活用(24区)～ 【交付税 不交付のケース】



【概要】

- 交付税制度に依拠せず、都区財政調整制度を活用。
- 法人住民税、固定資産税、特別土地保有税の三税で財政調整を実施
- 広域と基礎の配分は、都区財政調整制度と同率で配分（広域45%、基礎55%）
- あわせて基礎の収支均衡に着目したケース（広域0%：基礎100%）も算出。

- ✓ 地方交付税分（3,292億円）をカバーできず、広域自治体、特別区ともに赤字。うち、23区は財政再生団体に転落する可能性あり。
- ✓ 仮に調整財源を100%特別区に配分しても、特別区の赤字は解消できず。
- ✓ 財政調整機能としては、不十分ではないか。

■ A-① 【交付税 不交付のケース】

広域自治体

歳出（一般財源ベース）

18,522億円

- ◆ 府県権限
- ◆ 政令市権限（中核市権限を除く）
 - ・ 国、府道の管理
 - ・ 児童相談所の設置 など
- ◆ 基礎自治体の事務のうち広域自治体で行う事務
 - ・ 都市計画
 - ・ 消防

歳入（一般財源ベース）

17,432億円

府税	10,270
都市計画税・事業所税	813
地方譲与税・税交付金等	832
その他一般財源	3,817
調整交付金（45%）	1,700

45%

収支差

△ 1,090億円
(△ 2,790億円)

地方交付税分をカバーできる
財政上の余力はない
(再生団体へ転落の恐れ)

カッコ内は、特別区の収支均衡に着目し、（広域0:基礎100）の割合で配分した場合の収支差

調整交付金（法人住民税、固定資産税等を原資）
3,779億円

特別区

7,458億円

- ◆ 中核市権限

5,611億円

55%

調整交付金（55%）	2,079
個人住民税・市たばこ税 軽自動車税等	1,644
地方譲与税・税交付金等	572
その他一般財源	1,316

△ 1,847億円
(△ 147億円)

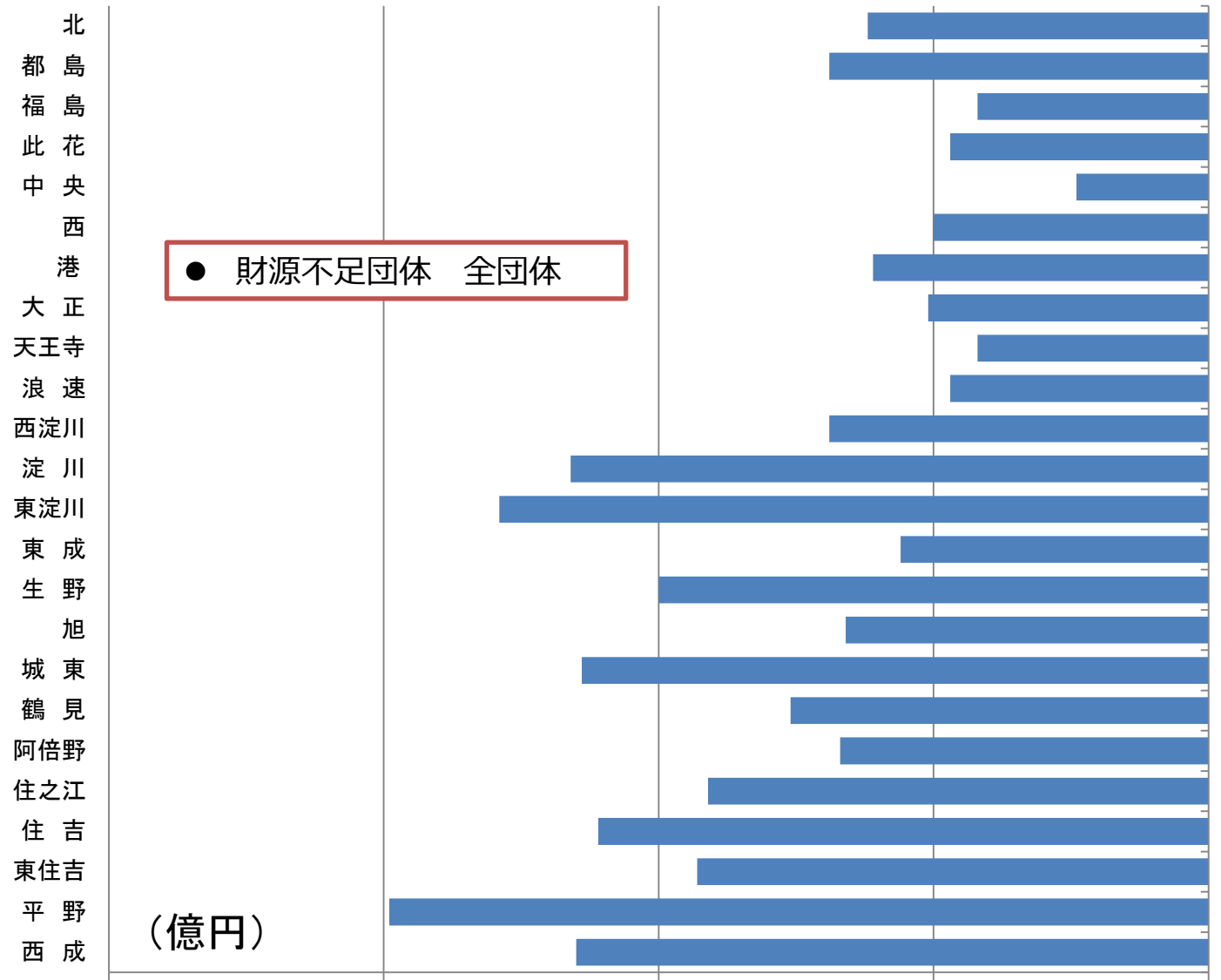
- ・ 全団体が赤字団体
(うち再生団体23団体)
- ・ 税収格差 2.6倍⇒2.2倍

<広域0：基礎100>の場合

- ・ 黒字団体 2団体
- ・ 赤字団体 22団体
(うち、再生団体0団体)
- ・ 税収格差 2.6倍⇒2.1倍

■ A-① (特別区の収支グラフ)【交付税 不交付のケース】(調整交付金 広域45:基礎55)

特別区	財政 収支	うち調整 交付金
北	-62	32
都島	-69	71
福島	-42	36
此花	-47	50
中央	-24	0
西	-50	35
港	-61	69
大正	-51	60
天王寺	-42	31
浪速	-47	63
西淀川	-69	75
淀川	-116	116
東淀川	-129	156
東成	-56	63
生野	-100	131
旭	-66	76
城東	-114	124
鶴見	-76	81
阿倍野	-67	60
住之江	-91	102
住吉	-111	134
東住吉	-93	111
平野	-149	194
西成	-115	209



■ A-①【交付税 不交付のケース】（調整交付金 広域45:基礎55）

- 人口1人あたり税収の格差は、最大の中央区と最小の西成区の間で2.6倍。
- 調整交付金で財政調整をした結果、格差は2.2倍とやや縮小。

大阪市
24区

1人あたり税収

順位	団体名	金額
1	中央区	104,591
2	天王寺区	99,825

格差 2.6倍

23	大正区	49,828
24	西成区	39,693

財政調整
(シミュレーション)

1人あたり税収+調整交付金

順位	団体名	金額
1	西成区	230,310
2	生野区	189,129

格差 2.2倍に縮小

23	北区	118,215
24	中央区	104,591

(単位:円)

府内市町村や特別区と比べても、格差は同程度。

府内市町村

1人あたり税収+交付税

順位	団体名	金額
1	田尻町	497,239
2	千早赤阪村	275,728

格差 3.5倍

40	大東市	154,330
41	熊取町	143,880

東京23区

1人あたり税収+調整交付金

順位	団体名	金額
1	千代田区	438,571
2	港区	338,789

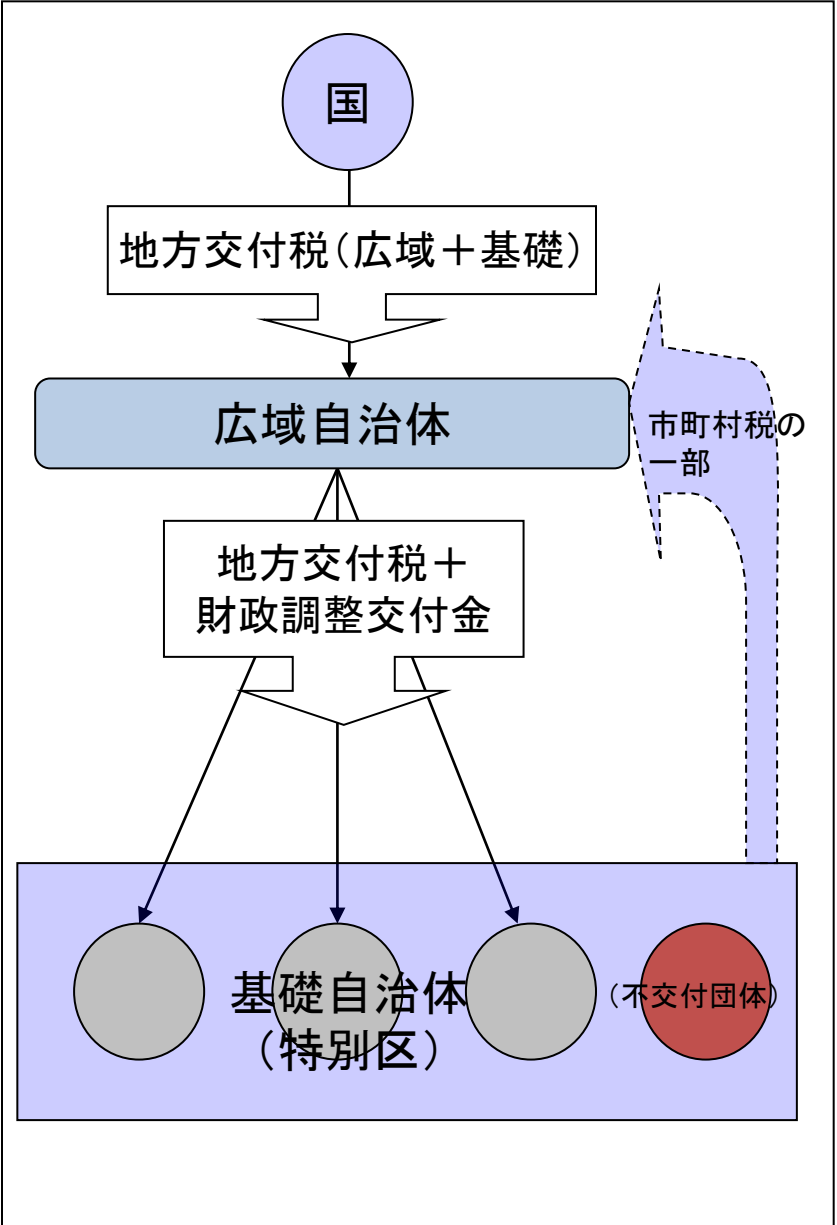
格差 2.5倍

22	杉並区	178,003
41	世田谷区	175,194

数値:平成21年度決算統計数値/住基人口(H21)

※府内市町村のランキングは、大阪市・堺市を除く。

■ A-② ～都区財政調整制度を活用(24区)～ 【交付税 交付のケース】



- 【概要】
- 交付税制度を踏まえ、広域自治体と基礎自治体を一括算定し、交付税を確保。
 - そのうえで、都区財政調整制度を活用し、法人住民税、固定資産税、特別土地保有税の三税で財政調整を実施
 - 広域と基礎の配分は、都区財政調整制度と同率で配分。
 - あわせて基礎の収支均衡に着目したケース（広域0:基礎100）も算出。

- ✓ 特別区は全区が赤字。うち、23区は財政再生団体に転落する可能性あり。
- ✓ 仮に調整財源3,779億円全額を特別区に配分（広域0:基礎100）しても、22団体で総額147億円の赤字。
一方、広域は502億円の黒字。
- ✓ 財政調整機能としては、不十分ではないか。

■ A-② 【交付税 交付のケース】

広域自治体

特別区

歳出(一般財源ベース)

18,522億円

- ◆ 府県権限
- ◆ 政令市権限 (中核市権限を除く)
 - ・ 国、府道の管理
 - ・ 児童相談所の設置 など
- ◆ 広域が行う基礎自治体事務
 - ・ 都市計画
 - ・ 消防

歳入(一般財源ベース)

20,724億円

府税	10,270
都市計画税・事業所税	813
地方譲与税・税交付金等	832
その他一般財源	3,817
地方交付税(府+市)	3,292
調整交付金(45%)	1,700

収支差

2,202億円
(502億円)

調整交付金(法人住民税、固定資産税等を原資)
3,779億円

45%

55%

7,458億円

- ◆ 中核市権限

5,611億円

調整交付金(55%)	2,079
個人住民税・市たばこ税 軽自動車税等	1,644
地方譲与税・税交付金等	572
その他一般財源	1,316

カッコ内は、特別区の収支均衡に着目し、(広域0:基礎100)の割合で配分した場合の収支差

△ 1,847億円
(△ 147億円)

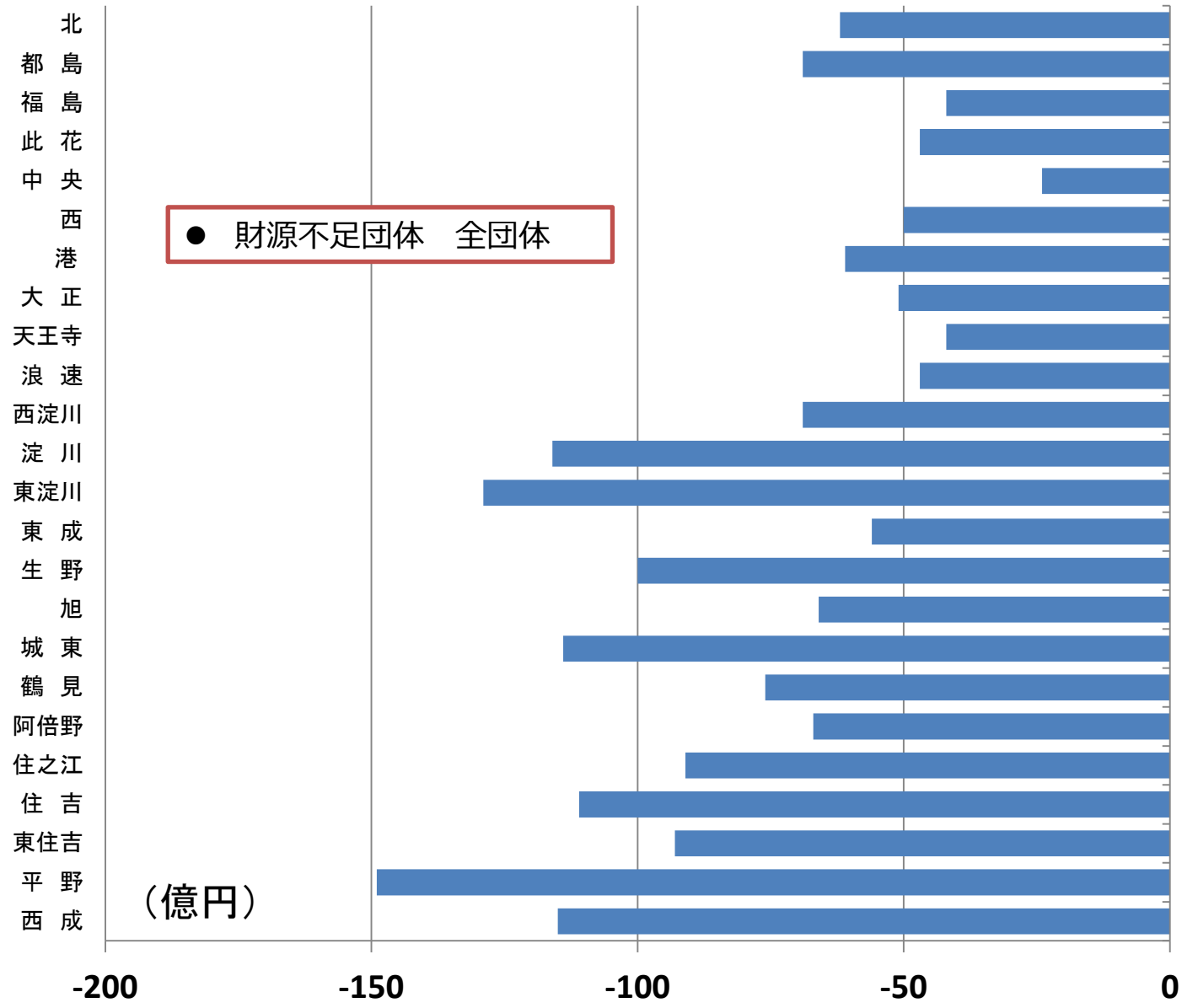
- ・ 全団体が赤字団体 (うち再生団体23団体)
- ・ 税収格差 2.6倍⇒2.2倍

〈広域0:基礎100〉の場合

- ・ 黒字団体 2団体
- ・ 赤字団体 22団体 (うち、再生団体0団体)
- ・ 税収格差 2.6倍⇒2.1倍

■ A-② (特別区の収支グラフ) 【交付税 交付のケース】 (調整交付金 広域45:基礎55)

特別区	財政 収支	うち調整 交付金
北	-62	32
都島	-69	71
福島	-42	36
此花	-47	50
中央	-24	0
西	-50	35
港	-61	69
大正	-51	60
天王寺	-42	31
浪速	-47	63
西淀川	-69	75
淀川	-116	116
東淀川	-129	156
東成	-56	63
生野	-100	131
旭	-66	76
城東	-114	124
鶴見	-76	81
阿倍野	-67	60
住之江	-91	102
住吉	-111	134
東住吉	-93	111
平野	-149	194
西成	-115	209



■ A-② 【交付税 交付のケース】（調整交付金 広域45:基礎55）

- 人口1人あたり税収の格差は、最大の中央区と最小の西成区の間で2.6倍。
- 調整交付金で財政調整をした結果、格差は2.2倍とやや縮小。

1人あたり税収

順位	団体名	金額
1	中央区	104,591
2	天王寺区	99,825
23	大正区	49,828
24	西成区	39,693

格差 2.6倍

1人あたり税収+調整交付金

順位	団体名	金額	(単位:円)
1	西成区	230,310	
2	生野区	189,129	
23	北区	118,215	
24	中央区	104,591	

格差 2.2倍に縮小

財政調整
(シミュレーション)

府内市町村や特別区と比べても、格差は同程度。

1人あたり税収+交付税

順位	団体名	金額
1	田尻町	497,239
2	千早赤阪村	275,728
40	大東市	154,330
41	熊取町	143,880

格差3.5倍

1人あたり税収+調整交付金

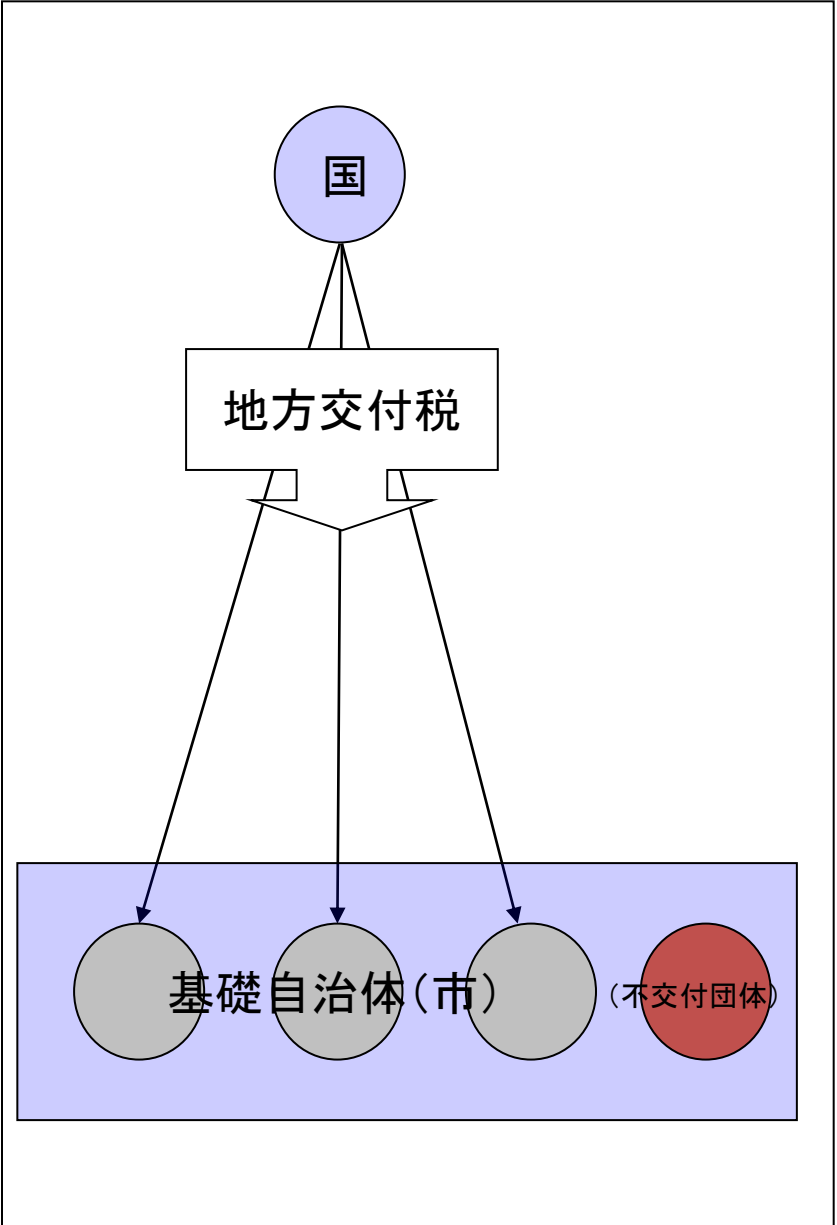
順位	団体名	金額
1	千代田区	438,571
2	港区	338,789
22	杉並区	178,003
41	世田谷区	175,194

格差2.5倍

数値:平成21年度決算統計数値/住基人口(H21)

※府内市町村のランキングは、大阪市・堺市を除く。

■ B-① ~交付税制度を活用(単純又は独自調整)(24区)~ 【交付税の単純適用】



【概要】
■ 現行の交付税制度のみで財政調整

- ✓ 1,000億円を超える黒字団体がある一方、赤字団体が19団体。
- ✓ 住民1人当たり収入も最大7.7倍。東京都の2.5倍の約3倍強。
- ✓ 交付税が約1,200億円増加。分割は、現行制度で可能といえども、国との調整が必要。
(交付税 現行 380億円 → 1,556億円)
- ✓ 財政調整機能が十分働いているとは言えないのではないか。

■ B-① 【交付税の単純適用】

歳出(一般財源ベース)

8,452億円

◆中核市権限

分割市

歳入(一般財源ベース)

9,612億円

市税	6,236
地方譲与税・税交付金等	504
その他一般財源	1,316
地方交付税	1,556

収支差

1,160億円

■分割市の財源超過団体

1	中央区	1,011億円
2	北区	720億円
3	西区	159億円
4	天王寺区	5億円
5	福島区	1億円

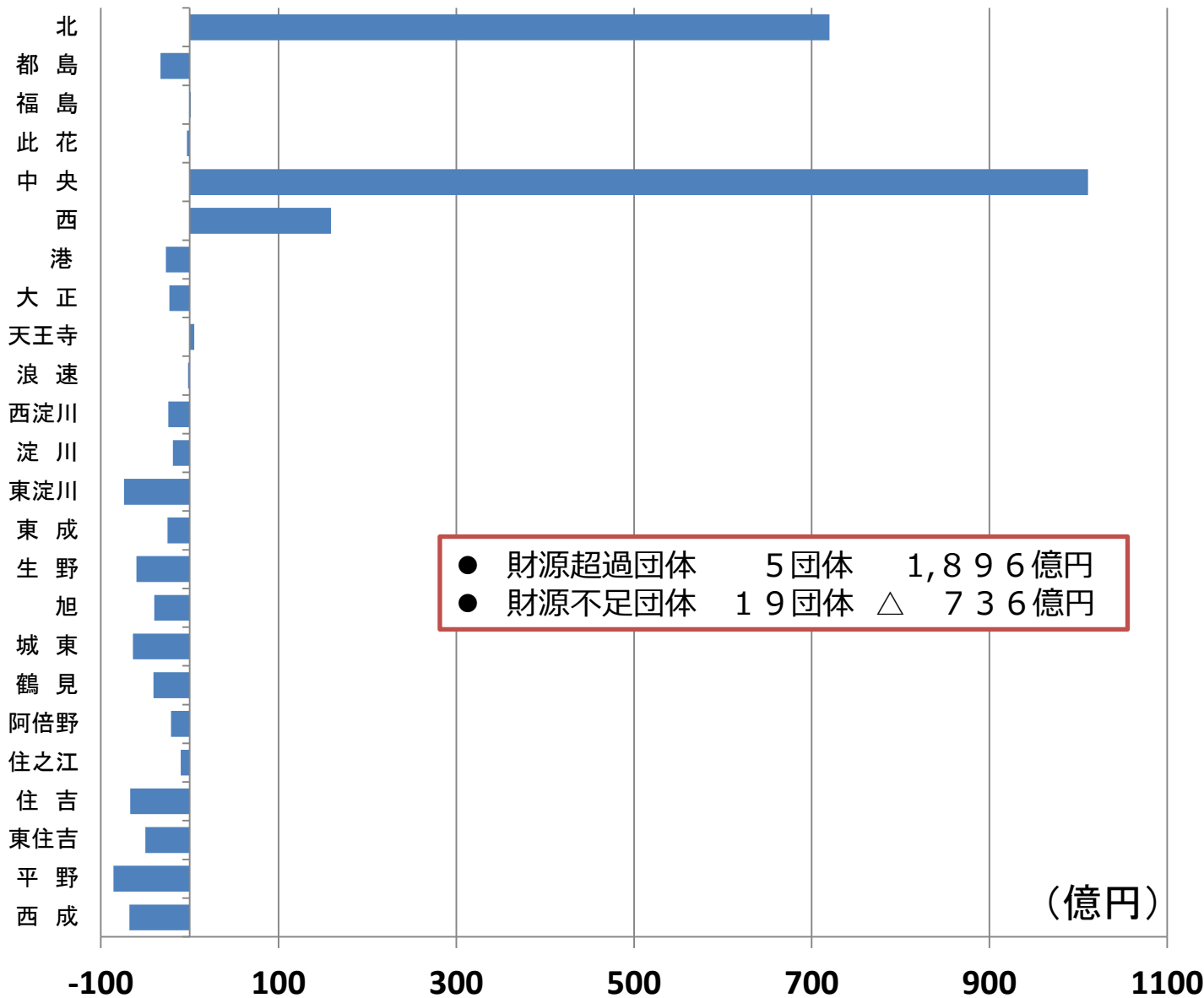
大阪府

- ◆府県権限
- ◆政令市権限 (中核市権限を除く)
 - ・国、府道の管理
 - ・児童相談所の設置 など

- ・地方交付税 **1,556億円**
(現行より**1,176億円**増)
- ・黒字団体 **5団体**
- ・赤字団体 **19団体**
(うち再生団体**0団体**)
- ・**税収格差 7.7倍**

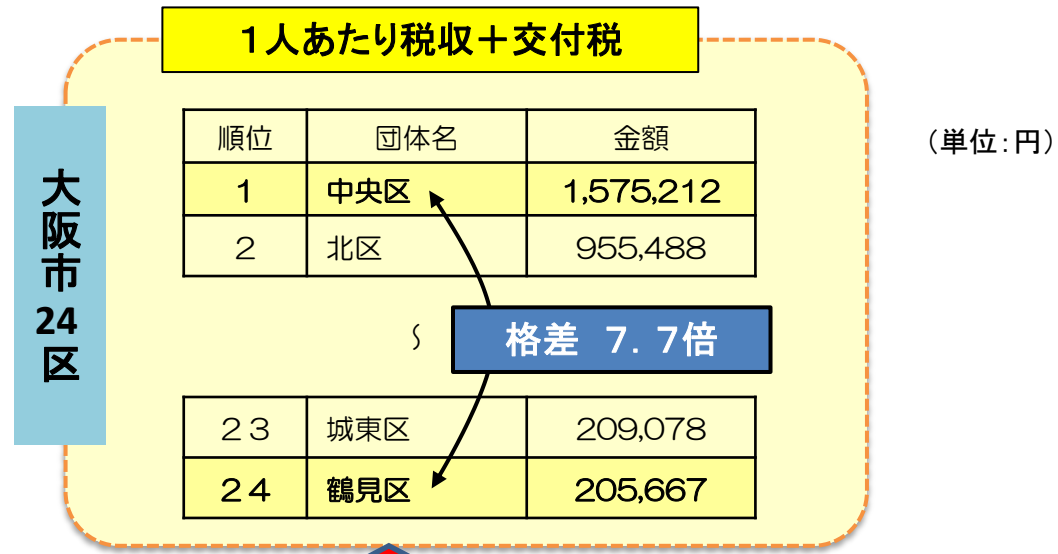
■ B-① (分割市の収支グラフ) 【交付税の単純適用】

特別区	財政 収支	うち地方 交付税
北	720	0
都島	-33	60
福島	1	0
此花	-3	0
中央	1,011	0
西	159	0
港	-27	51
大正	-23	41
天王寺	5	0
浪速	-2	10
西淀川	-24	39
淀川	-19	2
東淀川	-74	150
東成	-25	47
生野	-60	135
旭	-40	81
城東	-64	120
鶴見	-41	74
阿倍野	-21	36
住之江	-10	26
住吉	-67	145
東住吉	-50	112
平野	-86	196
西成	-68	229

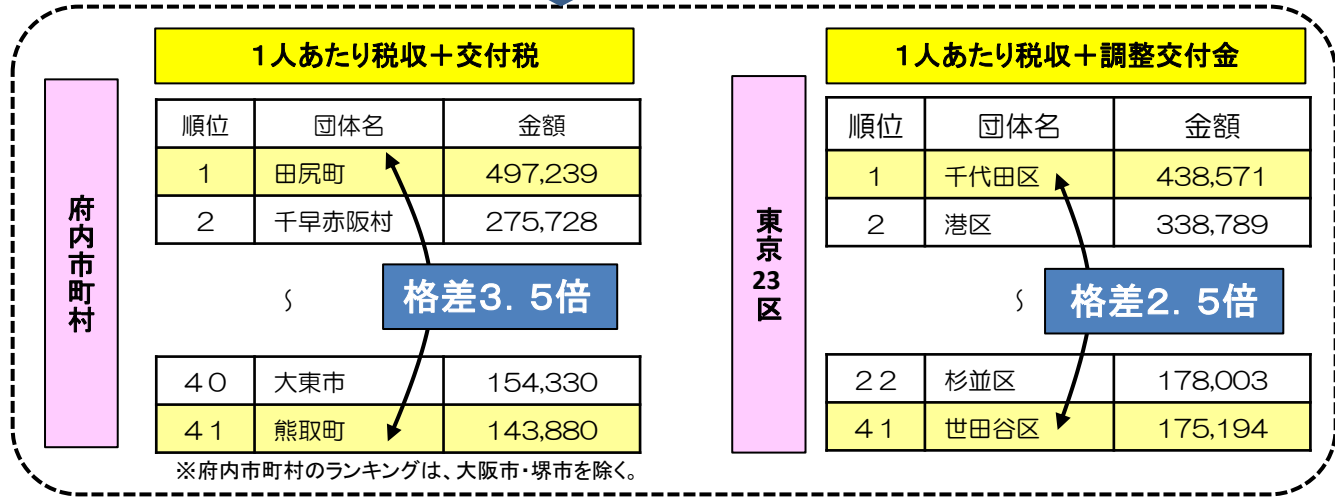


■ B-① 【交付税の単純適用】

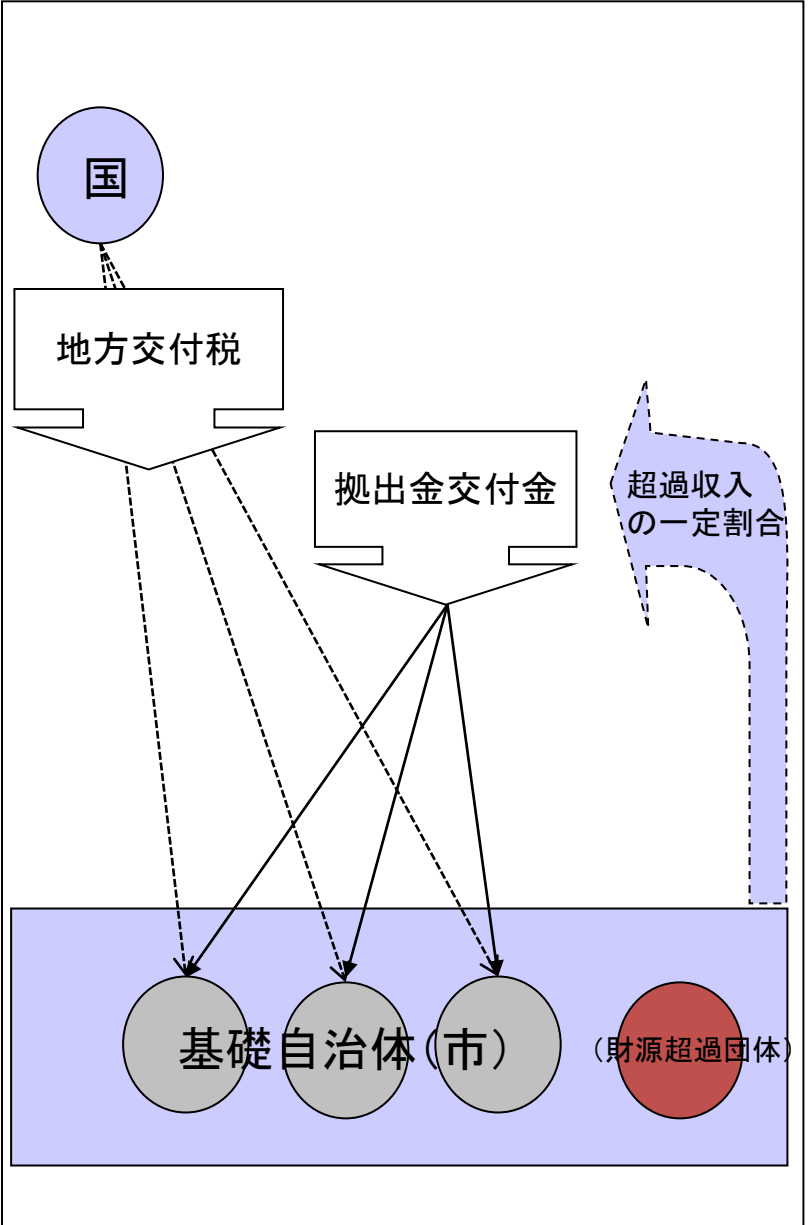
• 人口1人あたり税収と交付税の合計の格差は、最大の中央区と最小の鶴見区の間で7.7倍。



府内市町村や特別区と比べても、格差が大きい。



■ B-② ~交付税制度を活用(単純又は独自調整)(24区)~ 【交付税を適用後、拠出金で独自調整】



- 【概要】**
- 現行制度に基づき、地方交付税をそれぞれの基礎自治体に配分
 - その上で、財源超過団体5団体から財源超過分の75%を拠出金として調整財源を確保
 - 独自の拠出金の配分は、まず、収支均衡に配慮して配分したうえで、残りを歳出規模に応じて配分

- ✓ すべての団体で黒字を確保。
- ✓ 財政調整後の住民一人当たり収入も最大2.1倍。東京都区並みの水準。
- ✓ 一方、交付税額が 約1,200億円増加。
(交付税 現行 380億円 ⇒ 1,556億円)
- ✓ 交付税法の改正は必要ないと考えられるが、拠出金制度を確立するためには、明確な根拠（法定化、自治体間協定等）が必要。国との調整も必要。

■ B-② 【交付税を適用後、拠出金で独自調整】

分割市

大阪府

歳出(一般財源ベース)

8,452億円

◆中核市権限

歳入(一般財源ベース)

9,612億円

市税	6,236
地方譲与税・税交付金等	504
その他一般財源	1,316
地方交付税	1,556

収支差

1,160億円

■財源超過団体 1,896億円

1	中央区	1,011億円
2	北区	720億円
3	西区	159億円
4	天王寺区	5億円
5	福島区	1億円

1	中央区	272億円
2	北区	207億円
3	西区	60億円
	〃	
24	福島区	16億円

独自調整

財源超過団体の財源超過分
1,896億円の75%
= 1,422億円
を行政区間で調整(財源移転)

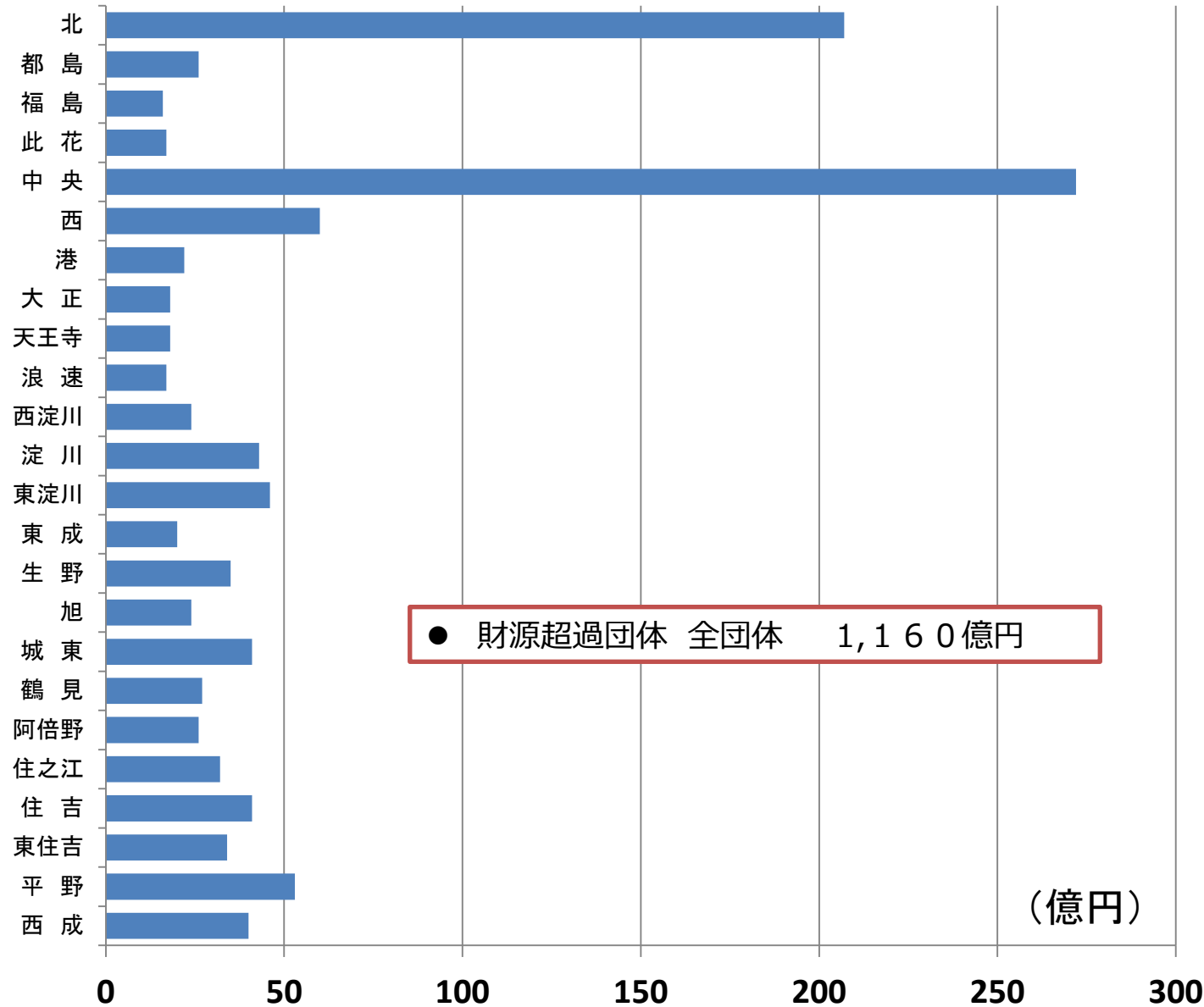
※ 拠出金の考え方 (B-③も同様)

(現行制度) 財源超過団体 = 現行水準サービス分のみの財源確保 → その他の超過財源は全て本庁が集約し他区等に配分
 (今回の推計) 財源超過団体 = 現行に加え、中核市サービス分の財源を確保し、さらに留保財源25%を財源上確保
 → なお超過する財源を財政調整財源として他区に配分

- 現行制度のもとでは、財源超過団体に配分される財源は現行サービス水準の財源のみ。
- 一方、今回の推計は、超過財源100%を調整財源に拠出しても、財源超過団体には現行制度よりも中核市サービス + 留保財源分の財源が上乘せされている状態。
- 今回の試算ではあくまで全区が中核市並の権能を持つべきかのように収支均衡を達成出来るのかという観点を重視し75%に設定。
 (実際には、拠出をどの程度にするか、どのような配分ルールを確立するかは今後の詳細な制度設計の中で確定していくべきテーマと認識。)

■ B-② (分割市の収支グラフ) 【交付税を適用後、拠出金で独自調整】

特別区	財政 収支	うち拠出 金調整
北	207	-513
都島	26	59
福島	16	16
此花	17	20
中央	272	-739
西	60	-99
港	22	49
大正	18	40
天王寺	18	14
浪速	17	19
西淀川	24	48
淀川	43	62
東淀川	46	120
東成	20	45
生野	35	95
旭	24	63
城東	41	105
鶴見	27	68
阿倍野	26	47
住之江	32	42
住吉	41	108
東住吉	34	85
平野	53	138
西成	40	108



■ B-② 【交付税を適用後、拠出金で独自調整】

- 人口1人あたり税収と交付税の合計の格差は、最大の中央区と最小の鶴見区の間で7.7倍。
- 拠出金による財政調整の結果、格差は2.1倍に縮小。

大阪市
24区

1人あたり税収+交付税

順位	団体名	金額
1	中央区	1,575,212
2	北区	955,488

格差 7.7倍

23	城東区	209,078
24	鶴見区	205,667

財政調整
(シミュレーション)

1人あたり税収+交付税+独自調整交付金

順位	団体名	金額
1	中央区	563,655
2	北区	439,191

格差 2.1倍に縮小

23	福島区	267,734
24	此花区	262,353

(単位:円)

府内市町村や特別区と比べると、格差は同程度。

府内市町村

1人あたり税収+交付税

順位	団体名	金額
1	田尻町	497,239
2	千早赤阪村	275,728

格差 3.5倍

40	大東市	154,330
41	熊取町	143,880

東京
23区

1人あたり税収+調整交付金

順位	団体名	金額
1	千代田区	438,571
2	港区	338,789

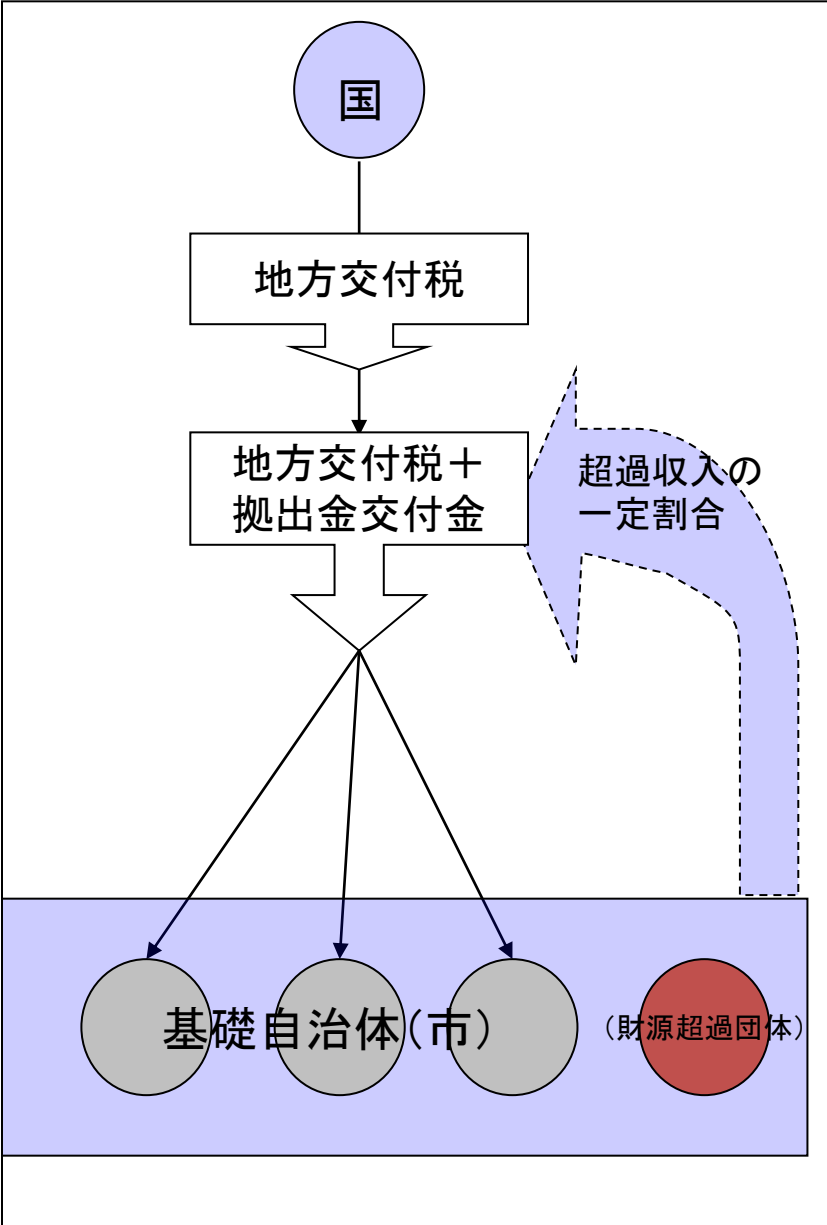
格差 2.5倍

22	杉並区	178,003
41	世田谷区	175,194

数値:平成21年度決算統計数値/住基人口(H21)

※府内市町村のランキングは、大阪市・堺市を除く。

■ B-③ ~交付税制度を活用(単純又は独自調整)(24区)~ 【交付税と拠出金を合算のうえ独自調整】



- 【概要】
- 現行制度で各基礎自治体に配分される交付税と財源超過団体からの拠出金を合算し、その財源で財政調整
 - 配分は、まず基礎自治体に交付税相当額と収支均衡に配意した額を合算して配分したうえで、残りを歳出規模に応じて配分

- ✓ すべての団体で黒字を確保。
- ✓ 財政調整後の住民一人当たり収入も最大2.1倍。東京都区並みの水準。
- ✓ 一方、交付税額が約1,200億円増加。
(交付税 現行 380億円 ⇒ 1,556億円)
- ✓ 交付税法、自治法など関係法令の改正が必要。
- ✓ 拠出金方式に比べ交付税制度に大阪独自の仕組みを加えるため、国との調整ハードルが高いと考えられる。

■ B-③ 【交付税と拠出金を合算のうえ独自調整】

分割市

大阪府

歳出(一般財源ベース)

8,452億円

◆中核市権限

歳入(一般財源ベース)

9,612億円

市税	6,236
地方譲与税・税交付金等	504
その他一般財源	1,316
地方交付税	1,556

収支差

1,160億円

■財源超過団体 1,896億円

1	中央区	1,011億円
2	北区	720億円
3	西区	159億円
4	天王寺区	5億円
5	福島区	1億円

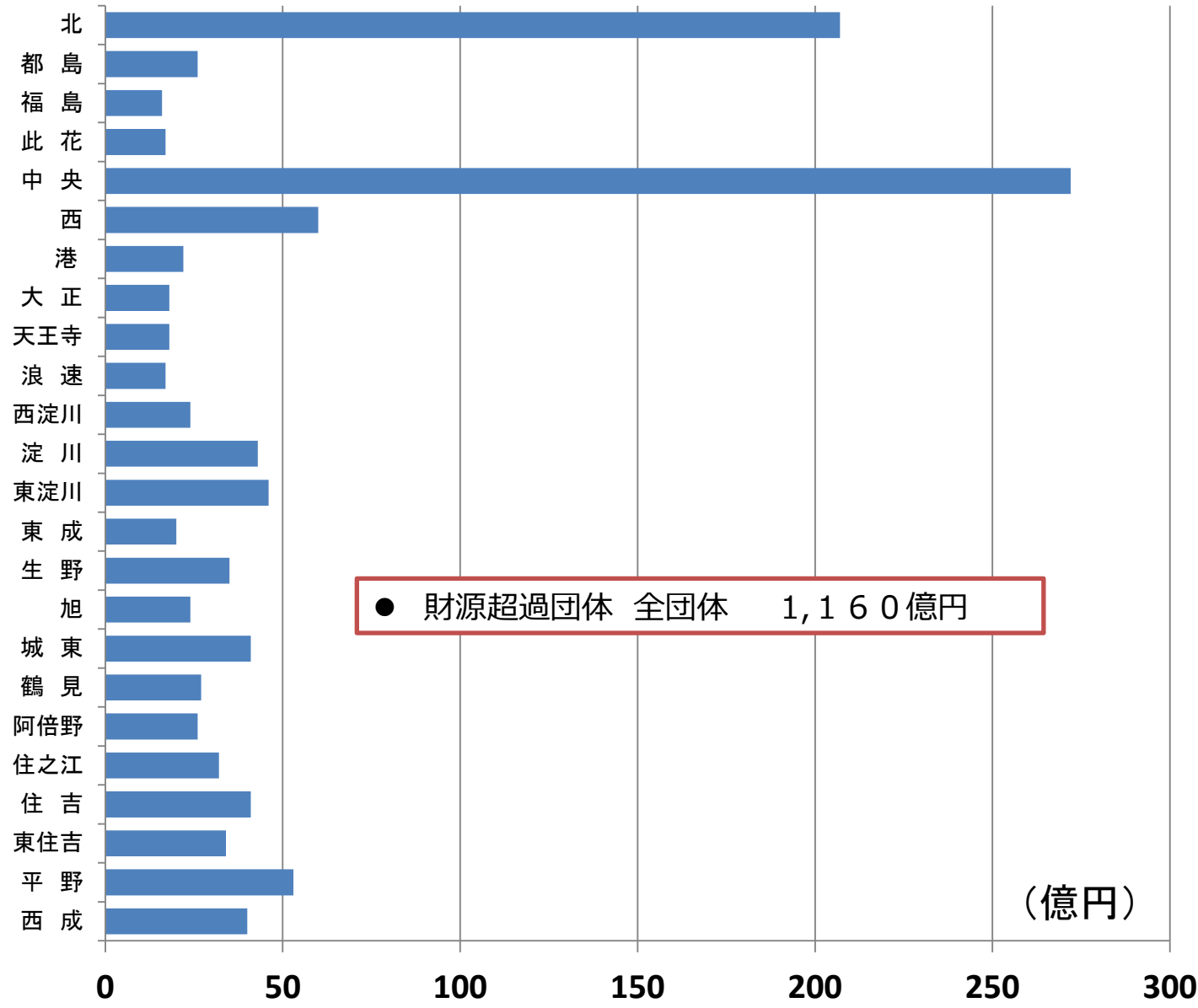
1	中央区	272億円
2	北区	207億円
3	西区	60億円
	}	
24	福島区	16億円

**交付税分 1,556億円と
 財源超過団体の財源超過分
 1,896億円の75%
 = 1,422億円
 総額 2,978億円
 を行政区間で調整(財源移転)**

独自調整

■ B-③ (分割市の収支グラフ) 【交付税と拠出金を合算のうえ独自調整】

特別区	財政収支	うち拠出金調整等
北	207	-512
都島	26	118
福島	16	16
此花	17	20
中央	272	-739
西	60	-99
港	22	99
大正	18	82
天王寺	18	14
浪速	17	29
西淀川	24	88
淀川	43	65
東淀川	46	270
東成	20	92
生野	35	230
旭	24	144
城東	41	225
鶴見	27	143
阿倍野	26	83
住之江	32	68
住吉	41	253
東住吉	34	196
平野	53	334
西成	40	337



■ B-③ 【交付税と拠出金を合算のうえ独自調整】

- 人口1人あたり税収と交付税の合計の格差は、最大の中央区と最小の鶴見区の間で7.7倍。
- 拠出金による財政調整の結果、格差は2.1倍に縮小。

大阪市
24区

1人あたり税収+交付税

順位	団体名	金額
1	中央区	1,575,212
2	北区	955,488

格差 7.7倍

23	城東区	209,078
24	鶴見区	205,667

財政調整
(シミュレーション)

1人あたり税収+(交付税+独自調整交付金)

順位	団体名	金額
1	中央区	563,655
2	北区	439,191

格差 2.1倍に縮小

23	福島区	267,734
24	此花区	262,353



府内市町村や特別区と比べて、格差は同程度。

府内市町村

1人あたり税収+交付税

順位	団体名	金額
1	田尻町	497,239
2	千早赤阪村	275,728

格差 3.5倍

40	大東市	154,330
41	熊取町	143,880

東京
23区

1人あたり税収+調整交付金

順位	団体名	金額
1	千代田区	438,571
2	港区	338,789

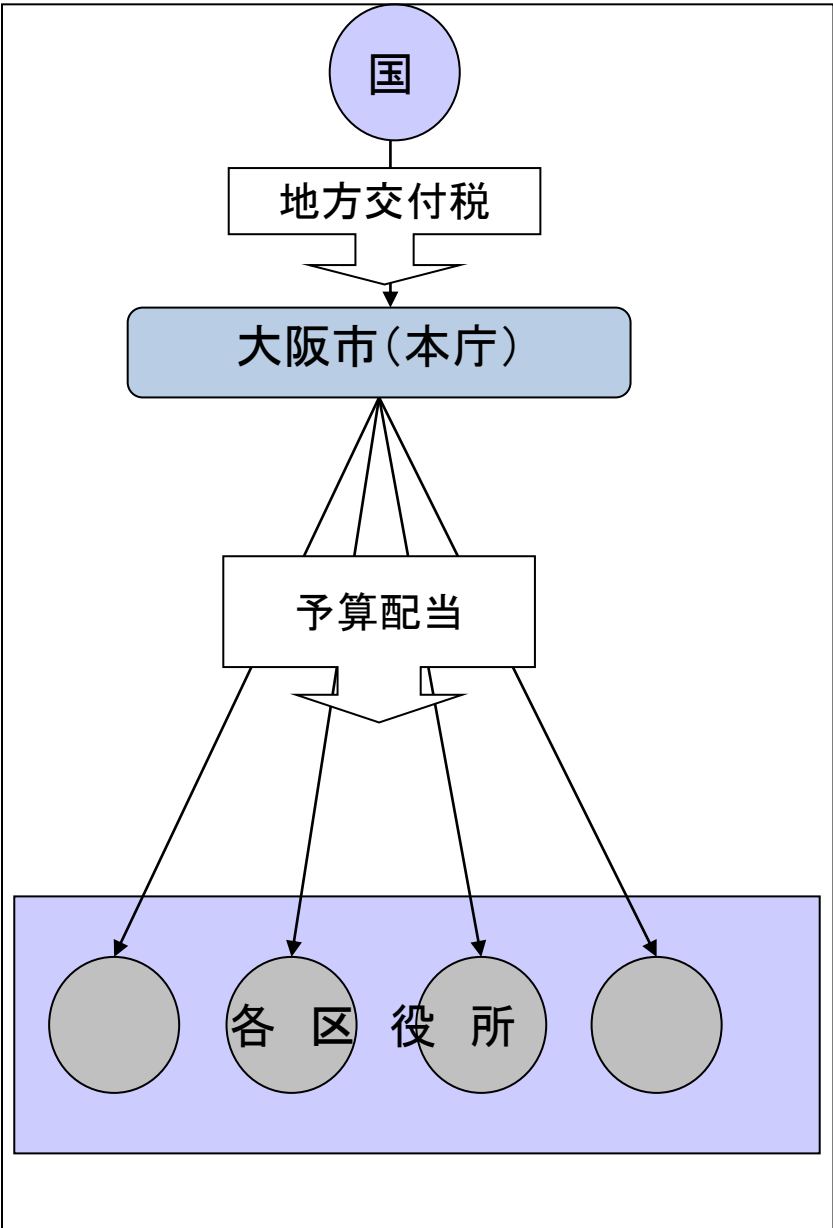
格差 2.5倍

22	杉並区	178,003
41	世田谷区	175,194

数値:平成21年度決算統計数値/住基人口(H21)

※府内市町村のランキングは、大阪市・堺市を除く。

■ C ~市長権限重視~ 【現行制度どおり】

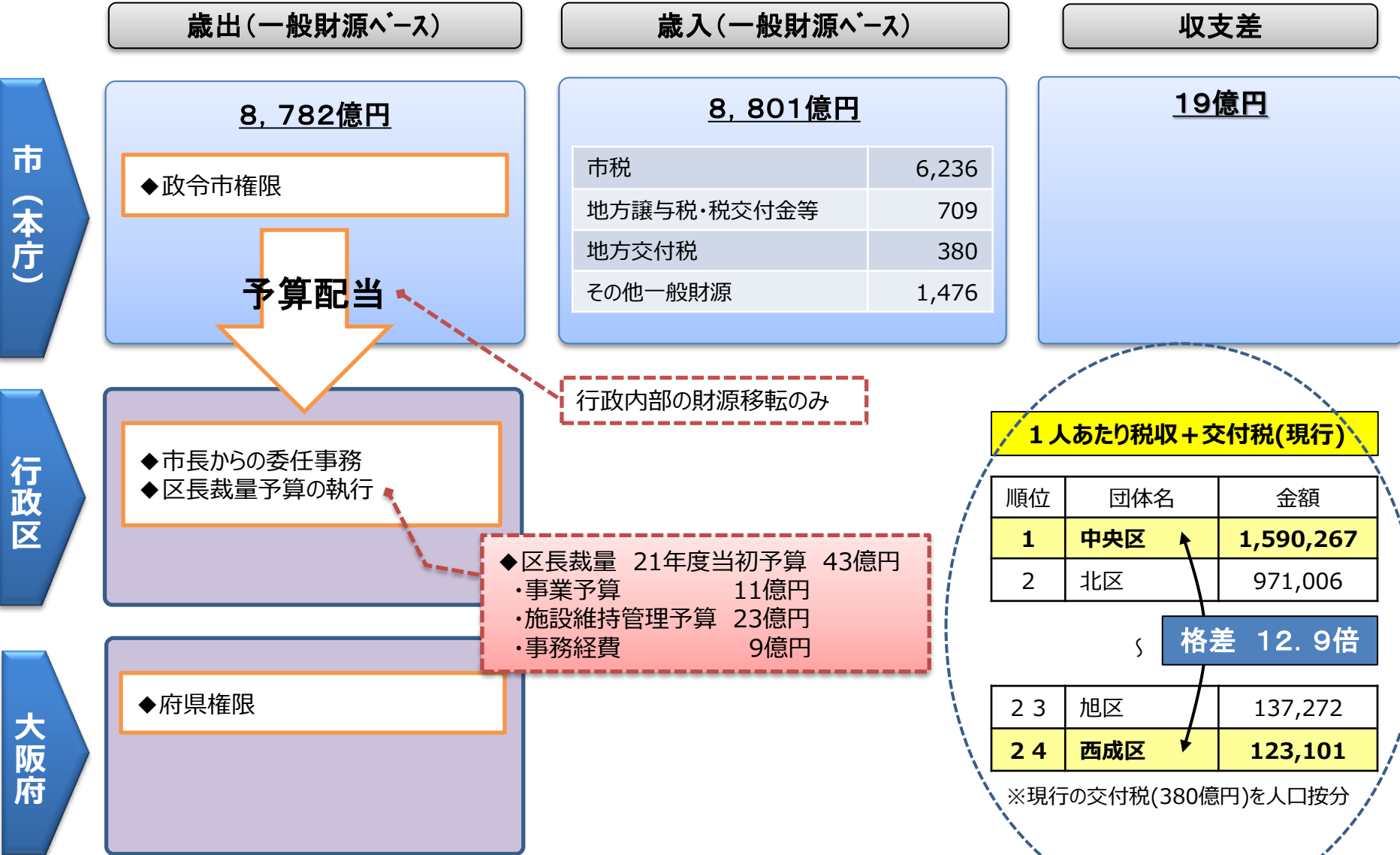


- 【概要】
- 行政区長の裁量予算、市長権限の移譲（委任）により財源移転に変化は考えられるが、制度としては現行どおり。
 - 財政面から見れば、行政区はあくまで市の内部（出先）機関として、予算配分により事務を執行。

- ✓ あくまで市の内部機関にとどまり、区の基礎自治機能向上に限界。
- ✓ 予算面で見れば、区長の裁量予算が増えるか否かというだけで、住民の自己決定、自己責任で予算編成するという立場とは程遠いのではないか。

- 大阪市総体でいえば、収支差が均衡しているが、
- ✓ 結局は、区間の収入差に着目することなく、財源超過団体区の超過財源を全て市に吸収
 - ✓ そのうえで、市トータルで均質的なサービスを提供
 - ✓ 区が自分たちの実情にあったサービスを選択するシステムになっていないのではないか。

■ C 【現行制度どおり】



歳出(一般財源ベース)

歳入(一般財源ベース)

収支差

8,782億円

8,801億円

19億円

◆政令市権限

市税	6,236
地方譲与税・税交付金等	709
地方交付税	380
その他一般財源	1,476

予算配当

行政内部の財源移転のみ

◆市長からの委任事務
◆区長裁量予算の執行

◆区長裁量 21年度当初予算 43億円
・事業予算 11億円
・施設維持管理予算 23億円
・事務経費 9億円

◆府県権限

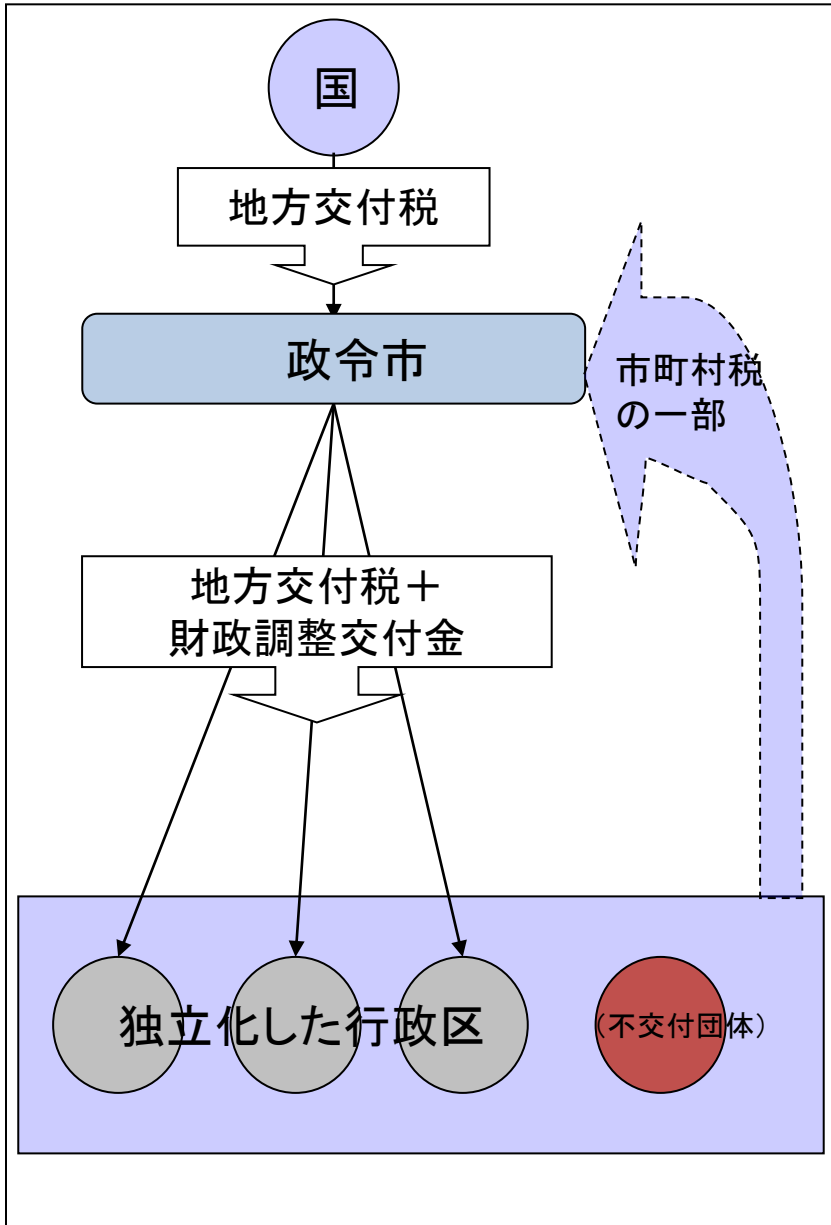
1人あたり税収+交付税(現行)

順位	団体名	金額
1	中央区	1,590,267
2	北区	971,006
23	旭区	137,272
24	西成区	123,101

格差 12.9倍

※現行の交付税(380億円)を人口按分

■ D ~区長権限重視(24区)~ 【交付税+独自調整】



- 【概要】**
- 区長に中核市並みの権限と税の賦課徴収権を付与
 - その上で、偏在性の高い法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税を財政調整財源として市長（本庁）に拠出し、市長が地方交付税とともに財政調整（いわゆる上納方式）。
- ※税の賦課徴収については、市長が一括して行い、財政調整分、一体的に処理する事務に要する財源分を除いて区に交付するという方法もある。
- 配分は、区の収支均衡に配意して配分（その結果、42:58の比率となる）

- ✓ 財政調整により、市、区とも黒字を確保。
- ✓ 財政調整後の住民一人当たり収入も最大2.8倍。東京都区並みの水準。

■ D 【交付税+独自調整】

市
(本庁)

歳出(一般財源ベース)

2,370億円

- ◆政令市権限(中核市権限を除く)
 - ・国、府道の管理
 - ・児童相談所の設置 など
- ◆一体的に処理する事務
 - ・既発公債の償還

歳入(一般財源ベース)

2,380億円

地方譲与税・税交付金等	137
その他一般財源	159
調整交付金(税)	1,929
調整交付金(交付税)	155

収支差

10億円

調整交付金 法人住民税等 4,593億円
 地方交付税 380億円
 合計 4,973億円

42%

行政区

6,412億円

- ◆中核市権限
- ◆税の賦課徴収権を付与

6,421億円

調整交付金(税)	2,664
調整交付金(交付税)	225
個人住民税・市たばこ税等	1,644
地方譲与税・税交付金等	572
その他一般財源	1,316

58%

9億円

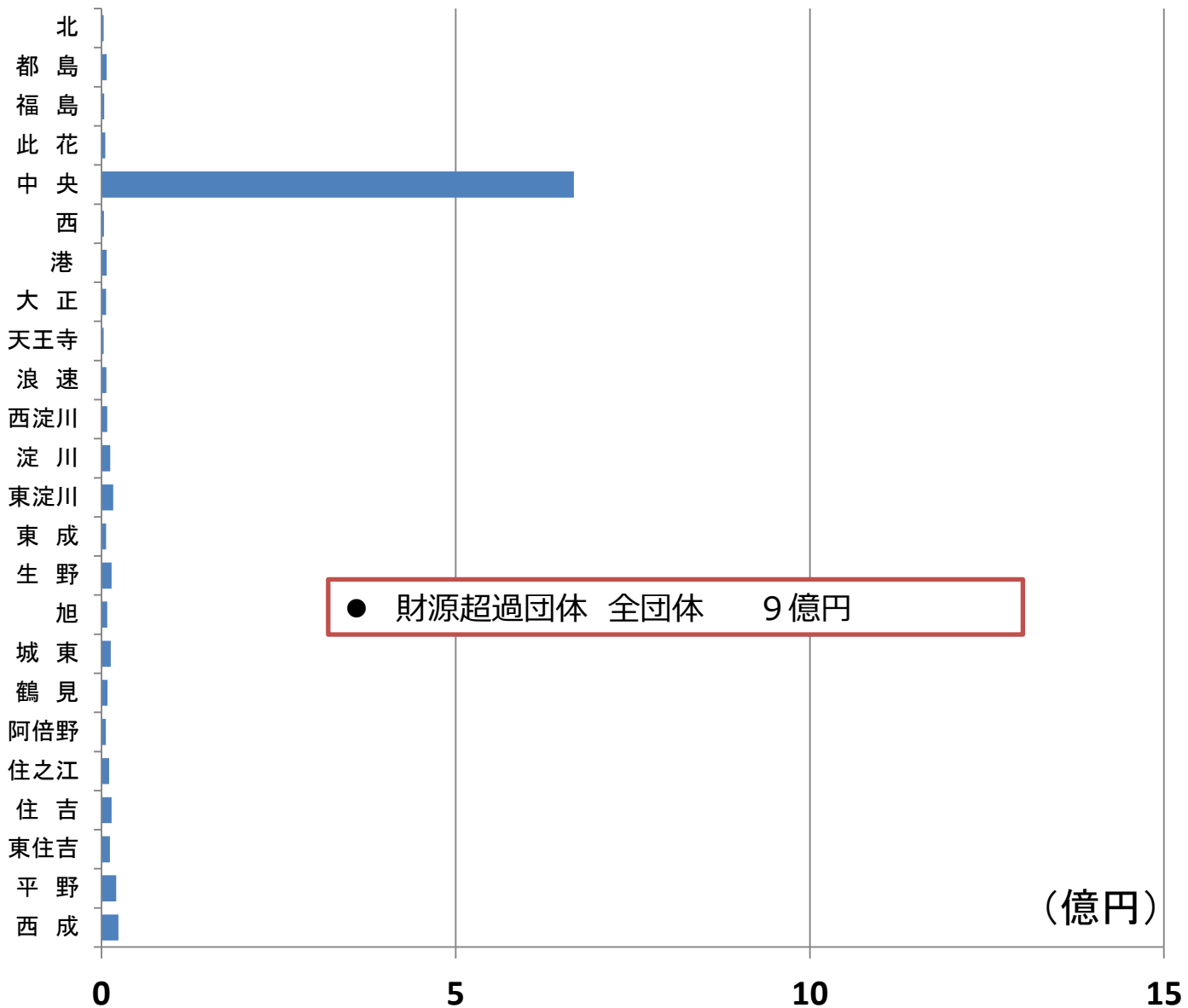
- ・全団体で黒字団体
- ・**収格差 12.9倍⇒2.8倍**

大阪府

- ◆府県権限

■ D (行政区の収支グラフ) 【交付税+独自調整】

特別区	財政 収支	うち調整 交付金
北	0.03	51
都島	0.07	100
福島	0.04	52
此花	0.05	71
中央	6.67	0
西	0.04	53
港	0.07	97
大正	0.06	84
天王寺	0.03	45
浪速	0.07	86
西淀川	0.08	105
淀川	0.12	165
東淀川	0.17	215
東成	0.07	88
生野	0.14	179
旭	0.08	105
城東	0.13	172
鶴見	0.08	114
阿倍野	0.06	85
住之江	0.11	143
住吉	0.14	184
東住吉	0.12	154
平野	0.21	264
西成	0.24	275



■ D 【交付税+独自調整】

- 人口1人あたり税収と交付税(現行)の合計の格差は、最大の中央区と最小の西成区の間で12.9倍。
- 拠出金による財政調整の結果、格差は2.8倍と縮小。

大阪市
24区

1人あたり税収+交付税(現行)

順位	団体名	金額
1	中央区	1,590,267
2	北区	971,006
23	旭区	137,272
24	西成区	123,101

格差 12.9倍

1人あたり税収+調整交付金

順位	団体名	金額
1	西成区	291,684
2	生野区	235,361
23	北区	137,530
24	中央区	104,591

格差 2.8倍に縮小

財政調整
(シミュレーション)



府内市町村や特別区と比べて、格差は同程度。

府内市町村

1人あたり税収+交付税

順位	団体名	金額
1	田尻町	497,239
2	千早赤阪村	275,728
40	大東市	154,330
41	熊取町	143,880

格差 3.5倍

東京23区

1人あたり税収+調整交付金

順位	団体名	金額
1	千代田区	438,571
2	港区	338,789
22	杉並区	178,003
41	世田谷区	175,194

格差 2.5倍

数値:平成21年度決算統計数値/住基人口(H21)

※府内市町村のランキングは、大阪市・堺市を除く。

Ⅱ 財政再建への寄与

【論点】

新たな大都市制度によって、財政再建に取り組んでいる大阪の自治体が直面する課題解決に寄与できるのか。

◇府及び府内市町村の財政再建は、これまでの行革努力によって一定進んできているが、現下の財政状況は依然として厳しく、現行制度内の取組みでだけで解決していくには限界があるのではないか。

◇こうした中、これまでの協議会において、大都市制度実現にあわせて行財政改革にも資する提案(水道、ごみ等)が示されるなど、今後の大都市経営の財務戦略を構築していく上での重要な視点が示唆されたところ。

◇今後、大都市における新たな財務戦略を構築するとともに、地方交付税制度をはじめとした地方財政制度の抜本的な改革を図ることで、大都市が自立し、持続的な都市経営が可能となるように財政再建を成し遂げるべきではないか。

◆参考 大阪府内の財政状況(平成21年度決算)

実質赤字団体

全国団体数	13団体
府内団体数	2団体



市町村名	赤字比率
泉南市	13.79%
忠岡町	8.65%

府内における財政健全化団体

泉佐野市

連結実質赤字団体

全国団体数	31団体
府内団体数	6団体



市町村名	赤字比率	備考
泉大津市	13.79%	全国ワースト2位
門真市	13.79%	全国ワースト2位
守口市	8.65%	全国ワースト7位
柏原市	4.4%	
忠岡町	1.41%	
阪南市	0.82%	

Ⅲ 資産・債務

【課題認識】

◎ 広域機能の役割分担の明確化や基礎自治機能の充実に伴い、府市それぞれの資産および債務を役割に応じて割り振ることが必要。



【論点】

基本は仕事（役割）に応じて管理すべきだが、資産、債務についてどのような管理のあり方があるのか。

- ◆ 資産、債務を分割管理すべきか、あるいは一体的な管理とするのか。
- ◆ 既往のものにかかる管理と将来のものにかかる管理は同じ仕組みでいいのか。

Ⅲ 資産・債務 ～再編パターンと資産・債務の管理について～

	広域	基礎		
	一元化	分割	政令市存置	
		普通地方公共団体・特別区	市長権限重視	区長権限重視
資産	<ul style="list-style-type: none"> ・一元化先へ承継されることが基本ではないか ・広域と基礎が共同で管理するなど、複数の団体(機関)で管理する場合は、区分所有するなど工夫が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した地方公共団体であることから、各団体ごとに分割して管理することが基本ではないか ・複数の団体にまたがるものや現市域全域に及ぶものは区分所有するなど工夫が必要ではないか ・新たに形成される資産は各団体ごとに管理すべきではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治機能を高めるためには、各区ごとに分割して管理することが基本ではないか ・複数の区にまたがるものや市域全域に及ぶものは区分所有や市長が一体的に管理するなど工夫が必要ではないか ・新たに形成される資産は各団体ごとに管理すべきではないか
債務	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の管理に合わせて債務もセットで分割するのが基本ではないか ・新たに発生する債務は一元化先で管理すべきではないか ・新たな機関を設置して広域機能を一元化する場合は、現状と同水準の調達が可能かについて、十分留意すべきではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の管理に合わせて債務もセットで分割するのが基本ではないか ・新たに発生する債務(起債)は個別団体ごとに管理すべきではないか ・個別に起債する場合、資金調達水準が悪化する団体が発生する可能性があり、調達手法に工夫が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の管理に合わせて債務もセットで分割するのが基本ではないか ・新たに発生する債務(起債)は各区個別に管理すべきではないか ・事業債と臨時財政対策債などの財源対策債は区別して管理することも必要ではないか ・各区で資金調達を行う場合、調達水準が悪化する区の発生や事務が非効率になることが想定されるため、現状どおり市で調達することについても検討が必要ではないか

Ⅲ 資産・債務 ～資産について～

【地方自治法に規定されている財産】

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

(物品)

第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。

- 一 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

(債権)

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

(基金)

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- ◆地方公共団体が管理する財産は多種多様であり、その性格も様々。
- ◆分割できるものもあれば、分割には馴染まないものもある。
- ◆施設の更新を控えているなど将来負担を伴うものもある。
- ◆財産の交換、譲渡など、処分するには議会の議決が必要。



◆財産の管理や承継の方法については、一つ一つの財産ごとに慎重な検討が必要ではないか。

Ⅲ 資産・債務 ～債務について～

◇地方公共団体の起債は小中学校の建設や道路整備など事業に伴うもの、臨時財政対策債など財源対策を講じるためのもの、退職手当債などいわゆる赤字債と呼ばれるものまで、その性格は様々。

◇事業に伴うものであっても、区域内で完結するもの、区間にまたがるものなど様々。

◇資産同様、区に分割できるものもあれば、分割には馴染まないものもある。



◆既往の起債と新規の起債は分離して管理すべきではないか。

◆起債の発行権限と償還の責任は一体で考えるべきではないか。

⇒各区に権限を移譲するなら、償還の責任も付与

◆事業債と臨時財政対策債などの財源対策に要する起債は分離して管理すべきではないか。

◆なお、各区で資金調達する場合は、現状と同水準の調達が可能であるかについて、十分留意すべきではないか。

Ⅲ 資産・債務 ～債務について～

■起債の決定権限、償還の責任者からみたパターン

【既往のもの】

		調達者	起債決定者	償還責任者
分割		新市(特別区)長	新市(特別区)長	新市(特別区)長
政令市 存置	市長権限重視	市長(現状どおり)		
	区長権限重視	市長(現状どおり)		

※分割の場合は、広域自治体や債務管理団体に承継、管理することも可能

【新規のもの】

		調達者	起債決定者	償還責任者
分割		新市(特別区)長	新市(特別区)長	新市(特別区)長
政令市 存置	市長権限重視	市長(現状どおり)		
	区長権限重視	市長(臨財債など)	市長(臨財債など)	市長(臨財債など)
		区長(事業債)	区長(事業債)	区長(事業債)

Ⅲ 資産・債務 ～債務について～

■考えられる調達方法

	資金区分	メリット	デメリット
各区で個別調達	政府、縁故、ミニ公募	・区の自律性が高まるのではないか	・調達条件に格差が生じる恐れ ・調達条件が悪化する恐れ
各区が共同発行	政府、縁故、ミニ公募、市場公募	・区の自律性が高まるのではないか ・個別調達よりは調達条件が良くなる可能性	・政令市が存在する限りにおいては、共同発行の意味がないのではないか
大阪市で一括調達	縁故、ミニ公募、市場公募	・起債発行の権限が各区に移譲されていけば、自律性は担保されるのではなか	・現状の調達を是とするならば、特にデメリットはないのではないか ・ただし、債務管理事務の発生や債務不履行時の対応などは検討すべきではないか

◆安定調達のためには、それぞれを併用することも必要

※金融機関等と調整したものではない。

■(参考)最近の借入金利

- ・国債(10年) 1.043%
- ・市場公募債(10年)(大阪市7月調達) 1.178% ※大阪府(7月調達) 1.19%
- ・ミニ公募債(5年)(大阪市6月調達) 0.50%
- ・縁故債(10年)(府内市町村)(H22年度) 0.69%～2.55%

参 考 资 料

① シミュレーション基礎データ

■ A-① ～都区財政調整制度を活用(24区)～【交付税 不交付のケース】 (調整交付金 広域45:基礎55)

歳出:生活保護(扶助費のうち補助)は、保護人員で按分。その他はH22国調人口で按分。
 歳入:市税は、各区の税収入で按分(個人住民税(特別徴収)は住所別で推計、本庁分はH22国調人口で按分)。譲与税・税交付金等は、区域面積、市税調定額、H22国調査人口等で按分)。
 調整交付金は、基準財政需要額・基準財政収入額を、歳出・歳入と同一基準で按分して算定。
 数値は、平成21年度普通会計決算ベース(一般財源)。
 実質収支比率の合計は、加重平均。

(単位:千円、%)

	歳出	歳入					調整前 収支差	調整交付金 による調整	調整後 収支差	標準 財政規模	実質 収支比率
			市税	地方譲与税 ・税交付金 等	地方交付税	その他					
北	29,395,740	20,001,182	8,591,914	5,958,471	0	5,450,797	▲ 9,394,558	3,156,786	▲ 6,237,772	19,765,110	▲ 31.6
都 島	27,857,112	13,794,529	7,065,353	1,662,781	0	5,066,395	▲ 14,062,583	7,119,000	▲ 6,943,583	17,608,900	▲ 39.4
福 島	17,520,772	9,643,105	4,912,157	1,409,025	0	3,321,923	▲ 7,877,667	3,632,435	▲ 4,245,232	11,088,509	▲ 38.3
此 花	18,000,605	8,326,211	3,359,431	1,728,986	0	3,237,794	▲ 9,674,394	4,995,013	▲ 4,679,381	11,231,197	▲ 41.7
中 央	21,041,616	18,616,897	7,642,180	7,084,782	0	3,889,935	▲ 2,424,719	0	▲ 2,424,719	16,302,803	▲ 14.9
西	21,821,888	13,234,760	6,447,187	2,684,553	0	4,103,020	▲ 8,587,128	3,539,745	▲ 5,047,383	14,189,703	▲ 35.6
港	23,483,687	10,498,881	4,799,290	1,506,271	0	4,193,320	▲ 12,984,806	6,930,783	▲ 6,054,023	14,698,572	▲ 41.2
大 正	19,348,005	8,274,683	3,518,380	1,323,987	0	3,432,316	▲ 11,073,322	6,013,884	▲ 5,059,438	12,042,027	▲ 42.0
天王寺	18,557,112	11,296,363	6,330,916	1,517,875	0	3,447,572	▲ 7,260,749	3,054,518	▲ 4,206,231	12,088,799	▲ 34.8
浪 速	18,712,738	7,708,374	3,255,404	1,404,168	0	3,048,802	▲ 11,004,364	6,277,875	▲ 4,726,489	12,033,338	▲ 39.3
西淀川	26,551,501	12,185,521	5,444,068	1,925,961	0	4,815,492	▲ 14,365,980	7,514,726	▲ 6,851,254	16,545,075	▲ 41.4
淀 川	46,567,815	23,323,991	11,042,587	3,787,630	0	8,493,774	▲ 23,243,824	11,595,254	▲ 11,648,570	29,446,708	▲ 39.6
東淀川	49,752,110	21,315,468	9,832,526	2,762,605	0	8,720,337	▲ 28,436,642	15,555,112	▲ 12,881,530	31,163,662	▲ 41.3
東 成	22,045,076	10,116,346	4,828,325	1,326,795	0	3,961,226	▲ 11,928,730	6,330,427	▲ 5,598,303	13,823,421	▲ 40.5
生 野	38,323,146	15,161,561	6,529,176	2,013,768	0	6,618,617	▲ 23,161,585	13,122,800	▲ 10,038,785	23,881,189	▲ 42.0
旭	25,629,363	11,469,439	5,538,950	1,361,803	0	4,568,686	▲ 14,159,924	7,601,325	▲ 6,558,599	16,052,493	▲ 40.9
城 東	44,653,897	20,908,983	10,326,242	2,391,413	0	8,191,328	▲ 23,744,914	12,354,335	▲ 11,390,579	27,836,051	▲ 40.9
鶴 見	29,567,615	13,801,118	6,575,438	1,734,498	0	5,491,182	▲ 15,766,497	8,133,365	▲ 7,633,132	18,306,644	▲ 41.7
阿倍野	28,644,117	15,956,163	8,919,161	1,775,542	0	5,261,460	▲ 12,687,954	6,001,600	▲ 6,686,354	18,392,672	▲ 36.4
住之江	35,359,547	16,105,871	7,005,996	2,813,425	0	6,286,450	▲ 19,253,676	10,192,197	▲ 9,061,479	22,141,599	▲ 40.9
住 吉	44,062,915	19,574,615	9,656,318	2,233,219	0	7,685,078	▲ 24,488,300	13,373,706	▲ 11,114,594	27,810,275	▲ 40.0
東住吉	37,003,973	16,526,569	8,035,536	2,037,710	0	6,453,323	▲ 20,477,404	11,148,464	▲ 9,328,940	23,370,354	▲ 39.9
平 野	57,570,481	23,292,574	10,367,394	3,047,045	0	9,878,135	▲ 34,277,907	19,364,893	▲ 14,913,014	36,054,210	▲ 41.4
西 成	44,365,601	12,053,010	4,342,310	1,686,460	0	6,024,240	▲ 32,312,591	20,853,110	▲ 11,459,481	28,893,604	▲ 39.7
合 計	745,836,432	353,186,214	164,366,239	57,178,773	0	131,641,202	▲ 392,650,218	207,861,352	▲ 184,788,866	474,766,914	▲ 38.9

■ A-② ～都区財政調整制度を活用(24区)～ 【交付税 交付のケース】 (調整交付金 広域45:基礎55)

歳出:生活保護(扶助費のうち補助)は、保護人員で按分。その他はH22国調人口で按分。
 歳入:市税は、各区の税収入で按分(個人住民税(特別徴収)は住所別で推計、本庁分はH22国調人口で按分)。譲与税・税交付金等は、区域面積、市税調定額、H22国調査人口等で按分。
 調整交付金は、基準財政需要額・基準財政収入額を、歳出・歳入と同一基準で按分して算定。
 数値は、平成21年度普通会計決算ベース(一般財源)。
 実質収支比率の合計は、加重平均。

(単位:千円、%)

	歳出	歳入	調整前				調整前 収支差
			市税	地方譲与税 ・税交付金 等	地方交付税	その他	
北	29,395,740	20,001,182	8,591,914	5,958,471	0	5,450,797	▲ 9,394,558
都 島	27,857,112	13,794,529	7,065,353	1,662,781	0	5,066,395	▲ 14,062,583
福 島	17,520,772	9,643,105	4,912,157	1,409,025	0	3,321,923	▲ 7,877,667
此 花	18,000,605	8,326,211	3,359,431	1,728,986	0	3,237,794	▲ 9,674,394
中 央	21,041,616	18,616,897	7,642,180	7,084,782	0	3,889,935	▲ 2,424,719
西	21,821,888	13,234,760	6,447,187	2,684,553	0	4,103,020	▲ 8,587,128
港	23,483,687	10,498,881	4,799,290	1,506,271	0	4,193,320	▲ 12,984,806
大 正	19,348,005	8,274,683	3,518,380	1,323,987	0	3,432,316	▲ 11,073,322
天王寺	18,557,112	11,296,363	6,330,916	1,517,875	0	3,447,572	▲ 7,260,749
浪 速	18,712,738	7,708,374	3,255,404	1,404,168	0	3,048,802	▲ 11,004,364
西淀川	26,551,501	12,185,521	5,444,068	1,925,961	0	4,815,492	▲ 14,365,980
淀 川	46,567,815	23,323,991	11,042,587	3,787,630	0	8,493,774	▲ 23,243,824
東淀川	49,752,110	21,315,468	9,832,526	2,762,605	0	8,720,337	▲ 28,436,642
東 成	22,045,076	10,116,346	4,828,325	1,326,795	0	3,961,226	▲ 11,928,730
生 野	38,323,146	15,161,561	6,529,176	2,013,768	0	6,618,617	▲ 23,161,585
旭	25,629,363	11,469,439	5,538,950	1,361,803	0	4,568,686	▲ 14,159,924
城 東	44,653,897	20,908,983	10,326,242	2,391,413	0	8,191,328	▲ 23,744,914
鶴 見	29,567,615	13,801,118	6,575,438	1,734,498	0	5,491,182	▲ 15,766,497
阿倍野	28,644,117	15,956,163	8,919,161	1,775,542	0	5,261,460	▲ 12,687,954
住之江	35,359,547	16,105,871	7,005,996	2,813,425	0	6,286,450	▲ 19,253,676
住 吉	44,062,915	19,574,615	9,656,318	2,233,219	0	7,685,078	▲ 24,488,300
東住吉	37,003,973	16,526,569	8,035,536	2,037,710	0	6,453,323	▲ 20,477,404
平 野	57,570,481	23,292,574	10,367,394	3,047,045	0	9,878,135	▲ 34,277,907
西 成	44,365,601	12,053,010	4,342,310	1,686,460	0	6,024,240	▲ 32,312,591
合 計	745,836,432	353,186,214	164,366,239	57,178,773	0	131,641,202	▲ 392,650,218

調整交付金 による調整	調整後 収支差	標準 財政規模	実質 収支比率
3,156,786	▲ 6,237,772	19,765,110	▲ 31.6
7,119,000	▲ 6,943,583	17,608,900	▲ 39.4
3,632,435	▲ 4,245,232	11,088,509	▲ 38.3
4,995,013	▲ 4,679,381	11,231,197	▲ 41.7
0	▲ 2,424,719	16,302,803	▲ 14.9
3,539,745	▲ 5,047,383	14,189,703	▲ 35.6
6,930,783	▲ 6,054,023	14,698,572	▲ 41.2
6,013,884	▲ 5,059,438	12,042,027	▲ 42.0
3,054,518	▲ 4,206,231	12,088,799	▲ 34.8
6,277,875	▲ 4,726,489	12,033,338	▲ 39.3
7,514,726	▲ 6,851,254	16,545,075	▲ 41.4
11,595,254	▲ 11,648,570	29,446,708	▲ 39.6
15,555,112	▲ 12,881,530	31,163,662	▲ 41.3
6,330,427	▲ 5,598,303	13,823,421	▲ 40.5
13,122,800	▲ 10,038,785	23,881,189	▲ 42.0
7,601,325	▲ 6,558,599	16,052,493	▲ 40.9
12,354,335	▲ 11,390,579	27,836,051	▲ 40.9
8,133,365	▲ 7,633,132	18,306,644	▲ 41.7
6,001,600	▲ 6,686,354	18,392,672	▲ 36.4
10,192,197	▲ 9,061,479	22,141,599	▲ 40.9
13,373,706	▲ 11,114,594	27,810,275	▲ 40.0
11,148,464	▲ 9,328,940	23,370,354	▲ 39.9
19,364,893	▲ 14,913,014	36,054,210	▲ 41.4
20,853,110	▲ 11,459,481	28,893,604	▲ 39.7
207,861,352	▲ 184,788,866	474,766,914	▲ 38.9

■ B-① ～交付税制度を活用(単純又は独自調整)(24区)～ 【交付税の単純適用】

歳出:生活保護(扶助費のうち補助)は、保護人員で按分。その他はH22国調人口で按分。

歳入:市税は、各区の税収入(個人住民税(特別徴収)は住所別で推計、本庁分はH22国調人口で按分)。譲与税・税交付金等は、区域面積、市税調定額、H22国調査人口等で按分。

地方交付税は、基準財政需要額・基準財政収入額を、歳出・歳入と同一基準で按分して算定。

数値は、平成21年度普通会計決算ベース(一般財源)。

実質収支比率の合計は、加重平均。

(単位:千円、%)

	歳出	歳入	交付税等				収支差引	標準 財政規模	実質 収支比率
			市税	地方譲与税 ・税交付金等	地方交付税	その他			
北	33,508,497	105,490,963	94,870,438	5,136,357	33,371	5,450,797	71,982,466	96,450,481	74.6
都 島	31,679,828	28,379,585	15,872,572	1,476,076	5,964,542	5,066,395	▲ 3,300,243	23,777,753	▲ 13.9
福 島	20,027,242	20,081,993	15,501,084	1,238,648	20,338	3,321,923	54,751	16,762,709	0.3
此 花	20,443,598	20,129,753	15,309,600	1,562,536	19,823	3,237,794	▲ 313,845	16,702,903	▲ 1.9
中 央	23,976,665	125,106,678	115,072,235	6,120,693	23,815	3,889,935	101,130,013	116,641,820	86.7
西	24,917,714	40,851,987	34,393,407	2,330,440	25,120	4,103,020	15,934,273	36,134,810	44.1
港	26,647,647	23,958,822	13,373,750	1,332,583	5,059,169	4,193,320	▲ 2,688,825	20,185,153	▲ 13.3
大 正	21,937,769	19,672,155	10,952,829	1,177,296	4,109,714	3,432,316	▲ 2,265,614	16,679,249	▲ 13.6
天王寺	21,158,387	21,624,389	16,809,950	1,345,760	21,107	3,447,572	466,002	17,903,402	2.6
浪 速	21,013,132	20,851,592	15,551,438	1,212,118	1,039,234	3,048,802	▲ 161,540	17,604,407	▲ 0.9
西淀川	30,184,904	27,812,663	17,338,958	1,721,413	3,936,800	4,815,492	▲ 2,372,241	23,248,366	▲ 10.2
淀 川	52,976,570	51,030,780	38,947,661	3,345,465	243,880	8,493,774	▲ 1,945,790	42,903,650	▲ 4.5
東淀川	56,331,812	48,899,798	22,724,660	2,463,923	14,990,878	8,720,337	▲ 7,432,014	41,625,872	▲ 17.9
東 成	25,033,916	22,579,078	12,743,106	1,165,910	4,708,836	3,961,226	▲ 2,454,838	18,933,003	▲ 13.0
生 野	43,317,051	37,339,585	15,496,350	1,762,329	13,462,289	6,618,617	▲ 5,977,466	31,665,190	▲ 18.9
旭	29,076,546	25,106,521	11,242,923	1,211,872	8,083,040	4,568,686	▲ 3,970,025	21,197,605	▲ 18.7
城 東	50,834,449	44,446,758	22,128,966	2,121,178	12,005,286	8,191,328	▲ 6,387,691	37,235,950	▲ 17.2
鶴 見	33,710,844	29,604,100	15,139,525	1,542,567	7,430,826	5,491,182	▲ 4,106,744	24,699,418	▲ 16.6
阿倍野	32,614,014	30,541,641	20,099,915	1,590,854	3,589,412	5,261,460	▲ 2,072,373	25,153,038	▲ 8.2
住之江	40,102,823	39,136,334	27,690,030	2,528,278	2,631,576	6,286,450	▲ 966,489	31,978,934	▲ 3.0
住 吉	49,861,490	43,130,231	18,921,448	1,990,335	14,533,370	7,685,078	▲ 6,731,259	36,516,496	▲ 18.4
東住吉	41,873,159	36,823,668	17,389,623	1,813,222	11,167,500	6,453,323	▲ 5,049,491	31,000,008	▲ 16.3
平 野	65,023,769	56,469,406	24,316,096	2,697,734	19,577,441	9,878,135	▲ 8,554,363	47,835,751	▲ 17.9
西 成	48,911,034	42,097,334	11,726,588	1,456,364	22,890,142	6,024,240	▲ 6,813,700	37,077,326	▲ 18.4
合 計	845,162,860	961,165,814	623,613,152	50,343,951	155,567,509	131,641,202	116,002,954	829,913,294	14.0

■ B-② ～交付税制度を活用(単純又は独自調整)(24区)～ 【交付税を適用後、拠出金で独自調整】

歳出：生活保護(扶助費のうち補助)は、保護人員で按分。その他はH22国調人口で按分。
 歳入：市税は、各区の税収入(個人住民税(特別徴収)は住所別で推計、本庁分はH22国調人口で按分)。譲与税・税交付金等は、区域面積、市税調定額、H22国調査人口等で按分。
 地方交付税は、基準財政需要額・基準財政収入額を、歳出・歳入と同一基準で按分して算定。拠出金は、収支均衡に配慮した上で、残りを歳出規模に応じて配分。
 数値は、平成21年度普通会計決算ベース(一般財源)。
 実質収支比率の合計は、加重平均。

(単位：千円、%)

	歳出	歳入	調整前				調整前 収支差	超過収入 による 調整	調整後 収支差	標準 財政規模	実質 収支比率
			市税	地方譲与税 ・税交付金 等	地方交付税	その他					
北	33,508,497	105,490,963	94,870,438	5,136,357	33,371	5,450,797	71,982,466	▲ 51,281,141	20,701,325	45,169,340	45.8
都 島	31,679,828	28,379,585	15,872,572	1,476,076	5,964,542	5,066,395	▲ 3,300,243	5,874,746	2,574,503	29,652,499	8.7
福 島	20,027,242	20,081,993	15,501,084	1,238,648	20,338	3,321,923	54,751	1,576,075	1,630,826	18,338,784	8.9
此 花	20,443,598	20,129,753	15,309,600	1,562,536	19,823	3,237,794	▲ 313,845	1,966,167	1,652,322	18,669,070	8.9
中 央	23,976,665	125,106,678	115,072,235	6,120,693	23,815	3,889,935	101,130,013	▲ 73,911,468	27,218,545	42,730,352	63.7
西	24,917,714	40,851,987	34,393,407	2,330,440	25,120	4,103,020	15,934,273	▲ 9,938,676	5,995,597	26,196,134	22.9
港	26,647,647	23,958,822	13,373,750	1,332,583	5,059,169	4,193,320	▲ 2,688,825	4,853,946	2,165,121	25,039,099	8.6
大 正	21,937,769	19,672,155	10,952,829	1,177,296	4,109,714	3,432,316	▲ 2,265,614	4,048,317	1,782,703	20,727,566	8.6
天王寺	21,158,387	21,624,389	16,809,950	1,345,760	21,107	3,447,572	466,002	1,358,973	1,824,975	19,262,375	9.5
浪 速	21,013,132	20,851,592	15,551,438	1,212,118	1,039,234	3,048,802	▲ 161,540	1,859,091	1,697,551	19,463,498	8.7
西淀川	30,184,904	27,812,663	17,338,958	1,721,413	3,936,800	4,815,492	▲ 2,372,241	4,821,407	2,449,166	28,069,773	8.7
淀 川	52,976,570	51,030,780	38,947,661	3,345,465	243,880	8,493,774	▲ 1,945,790	6,233,186	4,287,396	49,136,836	8.7
東淀川	56,331,812	48,899,798	22,724,660	2,463,923	14,990,878	8,720,337	▲ 7,432,014	12,017,689	4,585,675	53,643,561	8.5
東 成	25,033,916	22,579,078	12,743,106	1,165,910	4,708,836	3,961,226	▲ 2,454,838	4,488,489	2,033,651	23,421,492	8.7
生 野	43,317,051	37,339,585	15,496,350	1,762,329	13,462,289	6,618,617	▲ 5,977,466	9,504,987	3,527,521	41,170,177	8.6
旭	29,076,546	25,106,521	11,242,923	1,211,872	8,083,040	4,568,686	▲ 3,970,025	6,337,660	2,367,635	27,535,265	8.6
城 東	50,834,449	44,446,758	22,128,966	2,121,178	12,005,286	8,191,328	▲ 6,387,691	10,524,264	4,136,573	47,760,214	8.7
鶴 見	33,710,844	29,604,100	15,139,525	1,542,567	7,430,826	5,491,182	▲ 4,106,744	6,849,266	2,742,522	31,548,684	8.7
阿倍野	32,614,014	30,541,641	20,099,915	1,590,854	3,589,412	5,261,460	▲ 2,072,373	4,716,187	2,643,814	29,869,225	8.9
住之江	40,102,823	39,136,334	27,690,030	2,528,278	2,631,576	6,286,450	▲ 966,489	4,209,487	3,242,998	36,188,421	9.0
住 吉	49,861,490	43,130,231	18,921,448	1,990,335	14,533,370	7,685,078	▲ 6,731,259	10,790,981	4,059,722	47,307,477	8.6
東住吉	41,873,159	36,823,668	17,389,623	1,813,222	11,167,500	6,453,323	▲ 5,049,491	8,455,795	3,406,304	39,455,803	8.6
平 野	65,023,769	56,469,406	24,316,096	2,697,734	19,577,441	9,878,135	▲ 8,554,363	13,847,482	5,293,119	61,683,233	8.6
西 成	48,911,034	42,097,334	11,726,588	1,456,364	22,890,142	6,024,240	▲ 6,813,700	10,797,087	3,983,387	47,874,413	8.3
合 計	845,162,860	961,165,814	623,613,152	50,343,951	155,567,509	131,641,202	116,002,954	0	116,002,954	829,913,294	14.0

■ B-③ ～交付税制度を活用(単純又は独自調整)(24区)～ 【交付税と拠出金を合算のうえ独自調整】

歳出:生活保護(扶助費のうち補助)は、保護人員で按分。その他はH22国調人口で按分。
 歳入:市税は、各区の税収入(個人住民税(特別徴収)は住所別で推計、本庁分はH22国調人口で按分)。譲与税・税交付金等は、区域面積、市税調定額、H22国調査人口等で按分。
 拠出金は、まずは地方交付税は、各区ごとに基準財政需要額・基準財政収入額を、歳出・歳入と同一基準で按分して算定合計し、これに超過収入を加えたものを、収支均衡に配慮した上で、残りを歳出規模に応じて配分。
 数値は、平成21年度普通会計決算ベース(一般財源)。実質収支比率の合計は加重平均。

(単位:千円、%)

	歳出	歳入					調整前 収支差
			市税	地方譲与税 ・税交付金 等	地方交付税	その他	
北	33,508,497	105,457,592	94,870,438	5,136,357	0	5,450,797	71,949,095
都島	31,679,828	22,415,043	15,872,572	1,476,076	0	5,066,395	▲9,264,785
福島	20,027,242	20,061,655	15,501,084	1,238,648	0	3,321,923	34,413
此花	20,443,598	20,109,930	15,309,600	1,562,536	0	3,237,794	▲333,668
中央	23,976,665	125,082,863	115,072,235	6,120,693	0	3,889,935	101,106,198
西	24,917,714	40,826,867	34,393,407	2,330,440	0	4,103,020	15,909,153
港	26,647,647	18,899,653	13,373,750	1,332,583	0	4,193,320	▲7,747,994
大正	21,937,769	15,562,441	10,952,829	1,177,296	0	3,432,316	▲6,375,328
天王寺	21,158,387	21,603,282	16,809,950	1,345,760	0	3,447,572	444,895
浪速	21,013,132	19,812,358	15,551,438	1,212,118	0	3,048,802	▲1,200,774
西淀川	30,184,904	23,875,863	17,338,958	1,721,413	0	4,815,492	▲6,309,041
淀川	52,976,570	50,786,900	38,947,661	3,345,465	0	8,493,774	▲2,189,670
東淀川	56,331,812	33,908,920	22,724,660	2,463,923	0	8,720,337	▲22,422,892
東成	25,033,916	17,870,242	12,743,106	1,165,910	0	3,961,226	▲7,163,674
生野	43,317,051	23,877,296	15,496,350	1,762,329	0	6,618,617	▲19,439,755
旭	29,076,546	17,023,481	11,242,923	1,211,872	0	4,568,686	▲12,053,065
城東	50,834,449	32,441,472	22,128,966	2,121,178	0	8,191,328	▲18,392,977
鶴見	33,710,844	22,173,274	15,139,525	1,542,567	0	5,491,182	▲11,537,570
阿倍野	32,614,014	26,952,229	20,099,915	1,590,854	0	5,261,460	▲5,661,785
住之江	40,102,823	36,504,758	27,690,030	2,528,278	0	6,286,450	▲3,598,065
住吉	49,861,490	28,596,861	18,921,448	1,990,335	0	7,685,078	▲21,264,629
東住吉	41,873,159	25,656,168	17,389,623	1,813,222	0	6,453,323	▲16,216,991
平野	65,023,769	36,891,965	24,316,096	2,697,734	0	9,878,135	▲28,131,804
西成	48,911,034	19,207,192	11,726,588	1,456,364	0	6,024,240	▲29,703,842
合計	845,162,860	805,598,305	623,613,152	50,343,951	0	131,641,202	▲39,564,555

超過収入・ 地方交付税 による調整	調整後 収支差	標準 財政規模	実質 収支比率
▲51,247,770	20,701,325	45,169,340	45.8
11,839,288	2,574,503	29,652,499	8.7
1,596,413	1,630,826	18,338,784	8.9
1,985,990	1,652,322	18,669,070	8.9
▲73,887,653	27,218,545	42,730,352	63.7
▲9,913,556	5,995,597	26,196,134	22.9
9,913,115	2,165,121	25,039,099	8.6
8,158,031	1,782,703	20,727,566	8.6
1,380,080	1,824,975	19,262,375	9.5
2,898,325	1,697,551	19,463,498	8.7
8,758,207	2,449,166	28,069,773	8.7
6,477,066	4,287,396	49,136,836	8.7
27,008,567	4,585,675	53,643,561	8.5
9,197,325	2,033,651	23,421,492	8.7
22,967,276	3,527,521	41,170,177	8.6
14,420,700	2,367,635	27,535,265	8.6
22,529,550	4,136,573	47,760,214	8.7
14,280,092	2,742,522	31,548,684	8.7
8,305,599	2,643,814	29,869,225	8.9
6,841,063	3,242,998	36,188,421	9.0
25,324,351	4,059,722	47,307,477	8.6
19,623,295	3,406,304	39,455,803	8.6
33,424,923	5,293,119	61,683,233	8.6
33,687,229	3,983,387	47,874,413	8.3
0	116,002,954	829,913,294	14.0

■ D ～区長権限重視(24区)～ 【交付税＋独自調整】

歳出：政令市権能と一体的に処理する事務に要する経費を除き、生活保護（扶助費のうち補助）は、保護人員で按分。その他はH22国調人口で按分。
 歳入：市税は、本庁に拠出する法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税以外の各区の税収入（個人住民税（特別徴収）は住所別で推計、本庁分はH22国調人口で按分）。
 譲与税・税交付金等は、政令市権能に係る分を以外を、区域面積、市税調定額、H22国調査人口等で按分。
 調整交付金は、収支均衡に配慮して配分。対象は、歳出・歳入と同基準で基準財政需要額・基準財政収入額を計算した結果、財源不足団体となった区のものに配分。
 数値は、平成21年度普通会計決算ベース（一般財源）。実質収支比率の合計は加重平均。

（単位：千円、％）

	歳出	歳入	調整前				調整前 収支差	調整交付金 による調整	調整後 収支差	標準 財政規模	実質 収支比率
			市税	地方譲与税 ・税交付金 等	地方交付税	その他					
北	25,063,852	20,001,182	8,591,914	5,958,471	0	5,450,797	▲ 5,062,670	5,065,762	3,092	29,669,875	0.0
都 島	23,830,717	13,794,529	7,065,353	1,662,781	0	5,066,395	▲ 10,036,188	10,043,612	7,424	12,660,680	0.1
福 島	14,880,754	9,643,105	4,912,157	1,409,025	0	3,321,923	▲ 5,237,649	5,241,304	3,655	10,821,903	0.0
此 花	15,427,446	8,326,211	3,359,431	1,728,986	0	3,237,794	▲ 7,101,235	7,106,484	5,249	12,748,982	0.0
中 央	17,950,184	18,616,897	7,642,180	7,084,782	0	3,889,935	666,713	0	666,713	88,681,730	0.8
西	18,561,112	13,234,760	6,447,187	2,684,553	0	4,103,020	▲ 5,326,352	5,329,880	3,528	25,342,162	0.0
港	20,151,148	10,498,881	4,799,290	1,506,271	0	4,193,320	▲ 9,652,267	9,659,583	7,316	12,909,165	0.1
大 正	16,620,255	8,274,683	3,518,380	1,323,987	0	3,432,316	▲ 8,345,572	8,351,942	6,370	11,110,953	0.1
天王寺	15,817,238	11,296,363	6,330,916	1,517,875	0	3,447,572	▲ 4,520,875	4,523,957	3,082	11,642,875	0.0
浪 速	16,289,775	7,708,374	3,255,404	1,404,168	0	3,048,802	▲ 8,581,401	8,588,276	6,875	16,276,541	0.0
西淀川	22,724,505	12,185,521	5,444,068	1,925,961	0	4,815,492	▲ 10,538,984	10,546,851	7,867	14,894,405	0.1
淀 川	39,817,593	23,323,991	11,042,587	3,787,630	0	8,493,774	▲ 16,493,602	16,505,666	12,064	32,379,259	0.0
東淀川	42,821,833	21,315,468	9,832,526	2,762,605	0	8,720,337	▲ 21,506,365	21,522,929	16,564	24,535,876	0.1
東 成	18,896,987	10,116,346	4,828,325	1,326,795	0	3,961,226	▲ 8,780,641	8,787,300	6,659	11,539,225	0.1
生 野	33,063,161	15,161,561	6,529,176	2,013,768	0	6,618,617	▲ 17,901,600	17,915,659	14,059	19,818,719	0.1
旭	21,998,510	11,469,439	5,538,950	1,361,803	0	4,568,686	▲ 10,529,071	10,537,101	8,030	11,276,398	0.1
城 東	38,144,037	20,908,983	10,326,242	2,391,413	0	8,191,328	▲ 17,235,054	17,247,905	12,851	19,019,147	0.1
鶴 見	25,203,631	13,801,118	6,575,438	1,734,498	0	5,491,182	▲ 11,402,513	11,410,917	8,404	12,676,685	0.1
阿倍野	24,462,700	15,956,163	8,919,161	1,775,542	0	5,261,460	▲ 8,506,537	8,512,718	6,181	12,620,794	0.0
住之江	30,363,544	16,105,871	7,005,996	2,813,425	0	6,286,450	▲ 14,257,673	14,268,450	10,777	23,470,663	0.0
住 吉	37,955,385	19,574,615	9,656,318	2,233,219	0	7,685,078	▲ 18,380,770	18,395,040	14,270	19,405,258	0.1
東住吉	31,875,351	16,526,569	8,035,536	2,037,710	0	6,453,323	▲ 15,348,782	15,360,678	11,896	16,919,520	0.1
平 野	49,720,072	23,292,574	10,367,394	3,047,045	0	9,878,135	▲ 26,427,498	26,448,298	20,800	28,996,482	0.1
西 成	39,577,982	12,053,010	4,342,310	1,686,460	0	6,024,240	▲ 27,524,972	27,548,638	23,666	29,787,430	0.1
合 計	641,217,772	353,186,214	164,366,239	57,178,773	0	131,641,202	▲ 288,031,558	288,918,951	887,393	509,204,727	0.2

府内市町村・大阪市24区の税収状況(平成21年度)

- 大阪市24区の税収状況を見ると、法人住民税と固定資産税は、格差が大きい。
- 個人住民税は、法人住民税や固定資産税に比べると格差は小さくなるものの、府内市町村の格差は上回る。

(単位:円)

大阪市24区

1人あたり税収

順位	団体名	金額
1	中央区	1,574,887
2	北区	955,152

最大格差 14.7倍

23	旭区	122,849
24	西成区	107,192

1人あたり個人住民税

順位	団体名	金額
1	中央区	94,197
2	天王寺区	89,454

最大格差 3.2倍

23	大正区	40,290
24	西成区	29,152

1人あたり法人住民税

順位	団体名	金額
1	中央区	543,145
2	北区	258,394

最大格差 108.1倍

23	旭区	5,386
24	住吉区	5,025

1人あたり固定資産税 (家屋・土地)

順位	団体名	金額
1	中央区	587,588
2	北区	353,109

最大格差 14.0倍

23	住吉区	42,273
24	旭区	42,020

府内市町村

順位	団体名	金額
1	田尻町	494,638
2	摂津市	222,792

最大格差 5.1倍

40	阪南市	97,373
41	千早赤阪村	97,093

順位	団体名	金額
1	箕面市	81,203
2	吹田市	76,084

最大格差 2.1倍

40	忠岡町	41,410
41	泉南市	38,625

順位	団体名	金額
1	島本町	19,682
2	摂津市	18,153

最大格差 18.1倍

39	阪南市	2,367
41	豊能町	1,087

順位	団体名	金額
1	田尻町	244,372
2	摂津市	81,226

最大格差 8.9倍

39	阪南市	30,675
41	豊能町	27,547

② 都区財政調整制度について

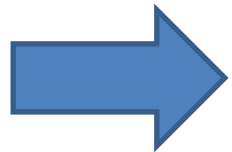
◆(参考)都区財政調整制度をそのまま適用できるか ～東京都・区と大阪府・市の比較～

	東京都・区	大阪府・市	適用するための課題
地方財政制度	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都、特別区ともに現行地方財政制度を適用 ■普通交付税 東京都、特別区を合算して算定し、制度創設以来、不交付 	<ul style="list-style-type: none"> ■府、市ともに現行地方財政制度を適用 ■普通交付税 府、市それぞれで算定 現在、ともに交付団体 (臨財債を含め7,000億円超の財源不足) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地方自治法等の改正が必要 ◇財源不足をいかにして解消するか
税源配分	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都 都道府県税に加えて、<u>市町村民税(法人分)</u>、<u>固定資産税</u>、<u>特別土地保有税</u>、<u>事業所税</u>、<u>都市計画税</u> ※下線の3税が「調整税」 ■特別区 都が徴税するもの以外の市町村税 	<ul style="list-style-type: none"> ■大阪府 都道府県税 ■大阪市 市町村税 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地方税法の改正が必要
都区財政調整制度	<ul style="list-style-type: none"> ■特別区財政調整交付金 ・都区間及び特別区相互間の財政調整を図るため都が交付 ・都が賦課徴収する調整税の一定割合(5%)を財源 ・残りの45%は都が行う大都市の一体性を確保するための事務の財源 ※基礎自治体事務を都が区に代わって執行するための財源 	<ul style="list-style-type: none"> ■財政調整制度なし ■府が市に代わって執行する基礎自治体事務なし 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地方自治法等の改正が必要 ◇基礎機能を広域が担う役割分担は分権時代の流れに逆行しないか



【そのまま適用するとした場合の条件と課題】

条件	都(広域)が区(基礎)に代わって、基礎自治体事務を執行	財政調整交付金の財源は調整三税 ※調整三税とは、固定資産税、市町村民税(法人分)、特別土地保有税
課題	・基礎機能を広域が担うという考えは、分権時代の流れに逆行するものではないか。 ・一体性を必要とする事務は、一部事務組合など基礎自治体の水平連携でも処理が可能ではないか。	・財政調整交付金は調整三税を特別区に交付するためのもの。 ・大阪府・市を一体で交付税算定しても交付団体となることは明らか。 ・その場合、 府から特別区に交付税を交付する仕組みが新たに必要。



活用するには、交付税に依拠しない税財政基盤の確立や広域が基礎自治体業務を担う合理的な理由の整理が不可欠

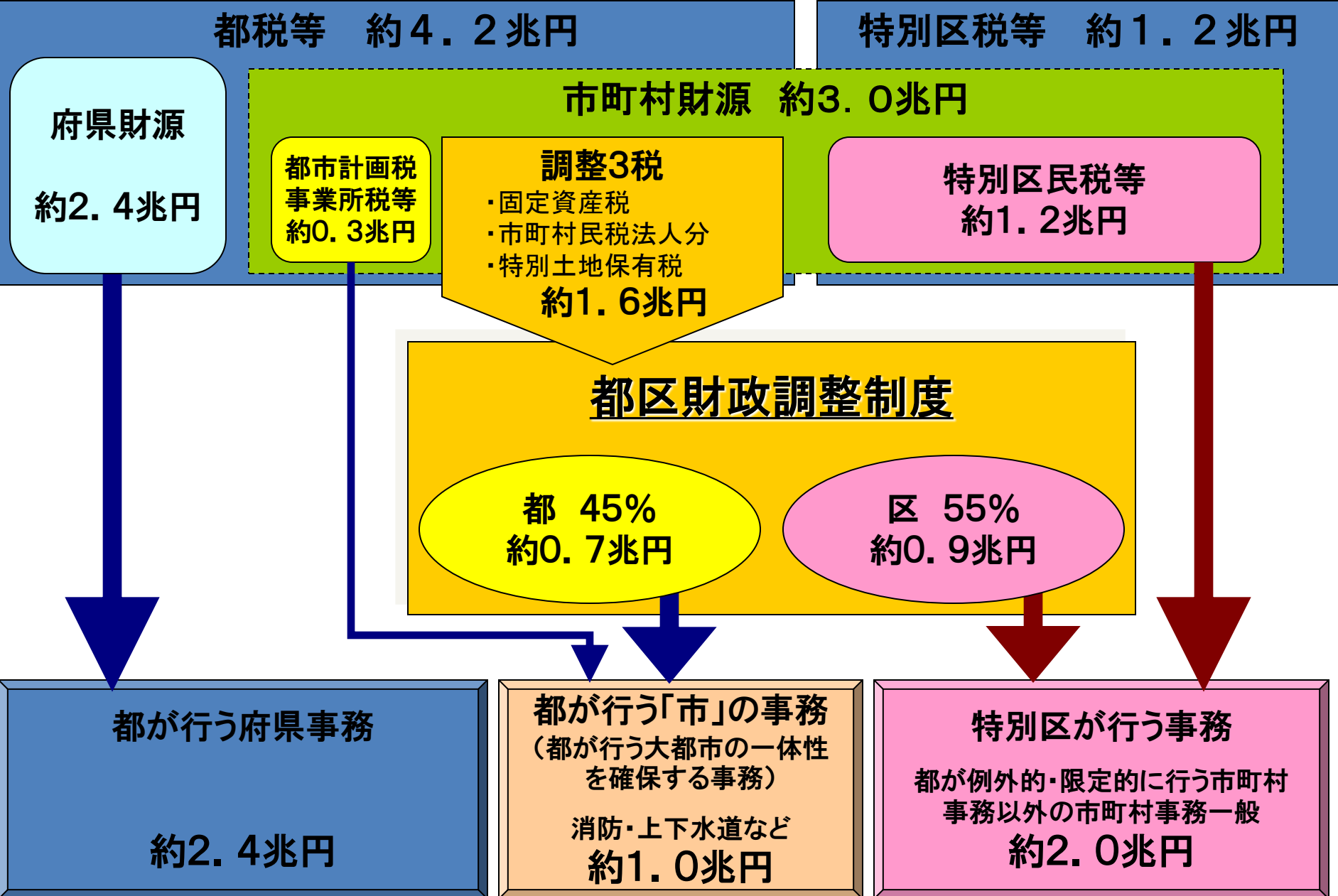
◆現行制度

◆特別区等からの意見

<p>税源配分</p>	<p>■東京都 (都道府県税に加えて) <u>市町村民税(法人分)</u>、<u>固定資産税</u>、<u>特別土地保有税</u>、<u>事業所税</u>、<u>都市計画税</u></p> <p>※下線の3税を「調整税」という。</p> <p>■特別区 特別区民税個人分、軽自動車税、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税</p>
<p>都区財政調整制度</p>	<p>■特別区財政調整交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> •都区間および特別区相互間の財政調整を図るために都が交付。(自治法282条) •都が賦課徴収する調整税の一定割合(平成19年度から55%)を財源としている。 •残りの45%は都が行う大都市の一体性を確保するための事務の財源となる。

特別区	東京都	経済界
<ul style="list-style-type: none"> ●都が賦課徴収している市税等を特別区が引継ぎ、現行の財政調整制度は廃止すべき。 ●必要な財源を、自らの税収で賄える制度とすべき。 ●財源の再配分により、現行の財政調整制度は廃止し、「対等・協力」に基づく水平的調整とすべき。 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">基礎自治体連合を設け、自主的な財政調整を行う税財政制度を設ける。</p> <p>出典: 特別区制度調査会(H19)等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●固定資産税や市町村民税(法人分)等は、広域自治体における「大都市経営」の適切な財源。 ●区域により税源が偏在。区域再編により均衡化を図るべき。 ●調整交付金への依存が高まりすぎることは、自治の観点から問題。 ●税源配分を見直し、区の自主財源を強化すべき。 ●税財政制度の検討は、事務配分、区域のあり方など全体の方向性を踏まえたうえで行うべき。 <p>出典: 東京自治制度懇談会(H18)等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各区の財政力格差に応じて、都が財源配分しているため、一定レベルの行政サービスは維持される。 ●特別区は財政調整に依存しており、自己決定・自己責任を果たせていない。 <p>出典: 東京商工会議所「道州制と大都市制度のあり方」(H20)等</p>

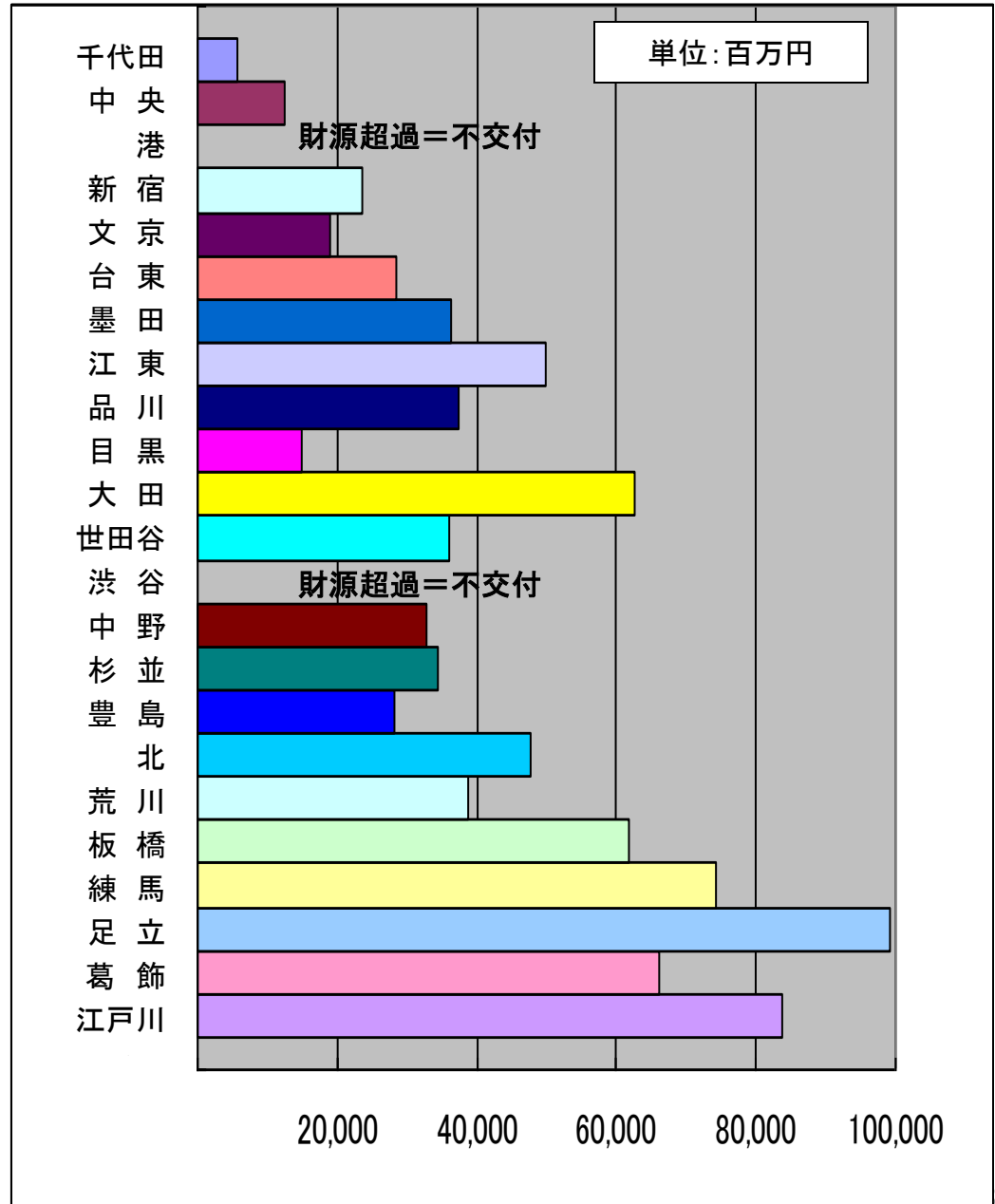
<都区間の財源配分の状況(H21年度決算)>



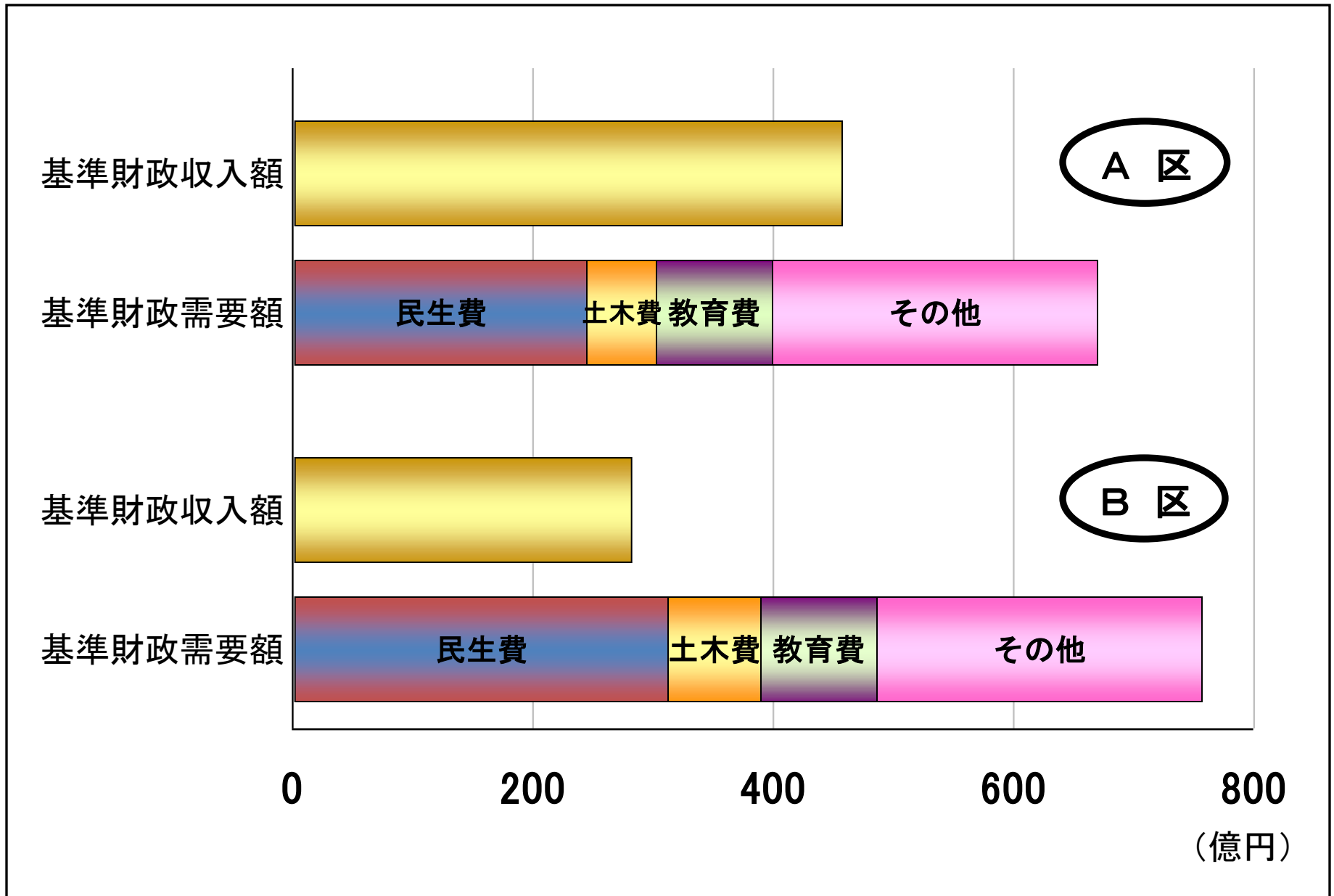
<普通交付金區別当初算定額(H21年度)>

単位:百万円

	基準財政 需要額	基準財政 収入額	普通交付金
千代田	27,718	22,021	5,697
中央	38,963	26,390	12,573
港	52,175	64,714	0
新宿	69,766	46,280	23,486
文京	48,643	29,683	18,959
台東	50,047	21,482	28,565
墨田	58,987	22,756	36,231
江東	94,467	44,472	49,995
品川	81,653	44,174	37,480
目黒	57,651	42,827	14,824
大田	140,616	78,105	62,511
世田谷	151,298	115,193	36,105
渋谷	46,962	47,906	0
中野	66,496	33,668	32,828
杉並	100,410	65,941	34,469
豊島	58,497	30,402	28,095
北	77,270	29,570	47,700
荒川	55,310	16,563	38,747
板橋	110,307	48,602	61,705
練馬	142,671	68,384	74,287
足立	150,036	50,738	99,298
葛飾	102,608	36,357	66,252
江戸川	141,032	57,361	83,671
計	1,923,584	1,043,589	893,479



<特別区間の需要と収入の比較(例)>



<都区での意思決定システム>

○都区協議会について

◆地方自治法

第282条の2 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区、及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもって都区協議会を設ける。

2 前条第1項又は第2項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聞かなければならない。

3 省略

◆都区協議会のメンバー

(H22.5.1現在)

都側委員	区側委員
知事	特別区長会 会長
副知事	同 副会長 2人
東京都技監	同 幹事 5人
総務局長	
主税局長	

○都区財政調整協議会

◆都区財政調整協議会のメンバー

都側委員	区側委員
総務局総務部長	特別区副区長会 会長
同 行政部長	同 副会長 2人
財務局主計部長	同 幹事 5人
	協議会が指名するもの 特別区長会事務局長

都区財政調整協議会幹事会

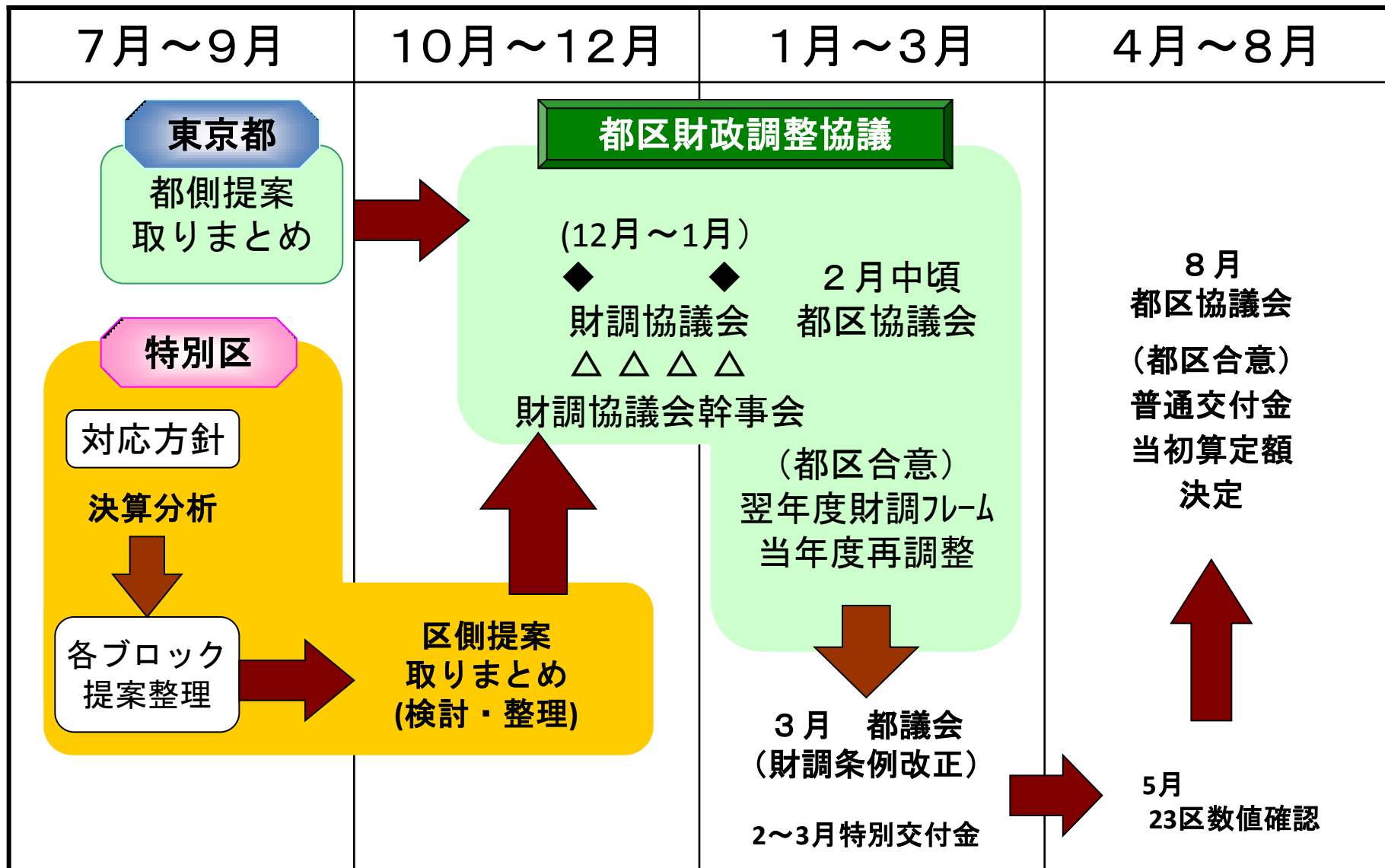
○都区のあり方検討委員会

◆都区のあり方検討委員会のメンバー

都側委員	区側委員
副知事 4人	特別区長会 会長
総務局長	同 副会長 2人
	特別区長会事務局長

都区のあり方検討委員会幹事会

都区財政調整協議等の流れ



◆参考 特別区と行政区の比較

	特別区	行政区
設置区域	都にある区の区域 (地方自治法第281条第1項)	政令指定都市の全域 (地方自治法第252条の20第1項)
法人格	○ (地方自治法第1条の3第3項に規定する特別地方公共団体※)	× (地方自治法第252条の20第1項・政令市の内部団体)
区長	住民による公選 (地方自治法第283条による市の規定の準用)	政令指定都市の市長による任命 (地方自治法第252条の20第3項)
議会	○ (地方自治法第283条による市の規定の準用)	×
条例制定権	○ (地方自治法第283条による市の規定の準用)	×
課税権	○ (地方自治法第283条による市の規定の準用)	×
職員	特別区固有の職員 (地方自治法第283条による市の規定の準用)	政令指定都市の職員 (区固有の職員はいない)
事務機能	原則「市」に準じる (地方自治法第281条第2項)	政令指定都市の内部事務

(※) 特別地方公共団体: 普通地方公共団体とは異なり、一般的普遍的に存在するものではなく、それぞれの存立目的をもって存在するものであり、その構成、権能、組織等について特殊性を持つもの。(自治法逐条解説)
 ⇒ 特別区の特異性: 大都市である都の一体性を確保する見地から、都の区域内において、要請される地方公共団体の機能を都市の一体性に即しつつ発揮できるようにする必要性から認められるもの

③ 財政状況に関する基礎データ

◆参考 府内地方公共団体の主要財政指標(平成21年度普通会計決算)

(単位:百万円)

	実質収支	経常収支 比率	財政力指数	地方交付税	臨時財政 対策債 発行可能額	標準財政 規模	積立金 合計	うち			積立金 一人当たり 額(千円)	地方債 残高	うち臨時債	一人当たり 地方債 残高(千円)
								財政調整 基金	減債基金	特定目的 基金				
大阪府	32,474	96.9	0.81	291,213	160,704	1,468,079	438,419	55,000	20,230	363,189	50.5	4,560,770	746,653	525.3
大阪市	389	100.2	0.96	38,032	39,766	725,933	113,769	0	32,751	81,018	44.9	2,797,041	282,393	1,103.7
堺市	714	96.8	0.82	24,363	8,841	172,562	34,907	1,294	615	32,998	41.7	289,191	63,266	345.2
岸和田市	296	97.5	0.62	12,948	2,291	40,332	5,657	977	1,056	3,624	28.1	83,539	15,482	415.3
豊中市	47	100.1	0.98	1,497	4,398	72,190	12,307	378	3,593	8,335	31.6	104,070	29,565	267.0
池田市	818	98.5	0.93	1,572	1,340	19,962	3,939	2,529	—	1,410	38.4	35,635	8,877	347.5
吹田市	234	100.9	1.11	100	4,113	67,773	27,004	9,324	—	17,680	77.8	59,884	18,286	172.4
泉大津市	196	100.8	0.75	3,463	1,032	15,743	1,258	0	0	1,258	16.5	31,963	7,018	418.4
高槻市	722	92.6	0.83	9,527	3,810	63,903	35,344	11,004	2,690	21,649	99.4	50,997	23,360	143.4
貝塚市	50	97.3	0.74	4,064	1,174	16,831	2,978	868	189	1,921	33.1	24,155	7,982	268.2
守口市	430	100.9	0.83	4,662	1,838	29,134	3,383	2	1	3,380	23.3	47,398	12,770	326.5
枚方市	918	92.8	0.89	6,986	4,266	70,664	18,157	3,170	3,726	11,261	44.6	99,013	29,569	243.4
茨木市	655	91.4	1.02	229	3,038	47,640	9,813	3,285	—	6,529	36.2	53,312	18,774	196.8
八尾市	82	97.6	0.81	8,676	3,163	51,694	9,427	5,021	—	4,405	35.5	76,896	21,194	289.9
泉佐野市	16	102.3	0.99	657	1,266	21,407	2,398	14	1	2,384	23.5	81,353	8,688	798.3
富田林市	365	98.4	0.70	5,300	1,533	21,791	7,177	3,847	—	3,331	59.9	23,373	10,663	195.1
寝屋川市	264	97.2	0.72	9,580	2,765	41,881	5,702	268	3	5,431	23.8	63,222	19,130	263.5
河内長野市	17	99.8	0.72	5,077	1,442	20,957	10,379	4,339	2,575	3,465	90.4	35,311	10,197	307.6
松原市	153	100.4	0.63	7,332	1,553	23,306	984	250	21	713	7.9	37,129	11,091	297.0
大東市	387	105.6	0.88	1,812	1,542	22,537	8,064	4,660	533	2,871	64.6	33,079	10,357	265.1
和泉市	70	98.1	0.73	7,229	2,061	31,424	6,108	3,166	68	2,874	33.2	49,084	13,899	266.5
箕面市	652	96.5	1.05	131	1,639	24,122	14,523	5,939	1,531	7,053	114.5	28,115	11,130	221.6
柏原市	12	93.6	0.72	3,549	1,012	14,195	2,856	213	0	2,642	38.9	20,240	7,145	275.9
羽曳野市	392	97.2	0.61	7,014	1,486	22,175	1,916	919	72	924	16.2	46,333	10,323	392.5
門真市	68	101.4	0.76	5,084	1,638	25,899	6,099	2,859	1	3,238	47.6	42,026	11,283	328.1
摂津市	153	92.8	1.22	226	1,106	19,868	5,736	2,899	10	2,827	69.6	26,722	7,637	324.0
高石市	24	98.2	0.94	1,101	834	12,532	4,453	132	—	4,321	74.5	30,524	5,839	510.4
藤井寺市	382	96.2	0.67	3,580	872	12,636	906	153	2	750	13.7	11,568	5,429	174.9
東大阪市	1,147	99.9	0.79	18,075	5,705	102,070	12,413	4,371	105	7,937	25.4	163,380	39,115	334.9
泉南市	△13	98.2	0.81	2,302	835	12,284	1,737	0	6	1,730	26.7	23,072	5,681	354.3
四條畷市	474	100.9	0.66	3,229	769	10,976	1,920	152	51	1,718	33.6	19,995	5,376	350.0
交野市	270	98.8	0.77	2,612	1,013	13,522	2,973	891	642	1,439	37.9	31,951	7,102	407.1
大阪狭山市	432	97.8	0.79	2,098	785	11,213	3,631	2,303	37	1,291	63.2	18,098	5,322	314.9
阪南市	170	93.3	0.60	3,558	754	10,169	2,696	1,275	432	989	46.3	14,506	5,319	249.3
島本町	27	103.6	0.83	999	428	5,851	3,669	1,114	1,277	1,278	125.3	12,058	3,104	411.8
豊能町	201	95.4	0.64	1,617	376	4,592	1,710	1,157	1	551	73.2	5,607	2,716	240.0
能勢町	191	85.6	0.52	1,653	259	3,295	3,128	2,292	—	836	252.2	3,815	1,808	307.5
忠岡町	△36	106.6	0.61	1,467	315	3,939	227	0	—	227	12.9	7,390	2,184	418.4
熊取町	50	94.3	0.72	1,869	606	7,466	3,459	849	613	1,997	77.6	9,356	3,530	209.9
田尻町	292	65.0	1.55	21	201	3,813	3,431	2,970	—	460	422.3	3,175	0	390.8
岬町	24	98.6	0.57	1,738	310	4,291	893	449	38	406	49.3	9,487	2,143	524.0
太子町	149	91.7	0.63	1,138	282	3,105	1,217	803	8	406	85.3	4,718	1,868	330.4
河南町	133	92.9	0.54	1,630	309	3,740	2,568	1,346	146	1,076	155.6	6,413	2,139	388.5
千早赤阪村	73	98.4	0.42	1,128	184	1,874	398	310	22	66	63.1	3,123	1,305	494.7

◆参考 府内市町村の健全化判断比率(平成21年度決算)

(単位:%)

	実質赤字比率	早期健全化基準	連結実質赤字比率	早期健全化基準	実質公債費比率	将来負担比率
大阪府	-	(3.75)	-	(8.75)	17.2	289.2
大阪市	-	(11.25)	-	(16.25)	10.4	238.7
堺市	-	(11.25)	-	(16.25)	6.3	77.8
岸和田市	-	(11.45)	-	(16.45)	12.8	167.4
豊中市	-	(11.25)	-	(16.25)	11.8	102.8
池田市	-	(12.50)	-	(17.50)	7.5	116.4
吹田市	-	(11.25)	-	(16.25)	3.2	-
泉大津市	-	(12.73)	13.79	(17.73)	18.4	246.9
高槻市	-	(11.25)	-	(16.25)	0.7	-
貝塚市	-	(12.66)	-	(17.66)	12.9	135.9
守口市	-	(11.85)	8.65	(16.85)	6.2	130.8
枚方市	-	(11.25)	-	(16.25)	1.0	32.5
茨木市	-	(11.29)	-	(16.29)	0.5	8.9
八尾市	-	(11.25)	-	(16.25)	6.7	79.6
泉佐野市	-	(12.36)	-	(17.36)	19.6	372.5
富田林市	-	(12.33)	-	(17.33)	2.7	4.3
寝屋川市	-	(11.41)	-	(16.41)	4.0	30.6
河内長野市	-	(12.40)	-	(17.40)	6.7	19.5
松原市	-	(12.20)	-	(17.20)	6.9	124.6
大東市	-	(12.27)	-	(17.27)	4.2	43.3
和泉市	-	(11.74)	-	(16.74)	6.4	70.9
箕面市	-	(12.14)	-	(17.14)	6.0	-
柏原市	-	(12.84)	4.40	(17.84)	8.4	63.8
羽曳野市	-	(12.30)	-	(17.30)	9.2	150.3
門真市	-	(12.03)	13.79	(17.03)	7.1	76.2
摂津市	-	(12.51)	-	(17.51)	7.0	4.8
高石市	-	(13.00)	-	(18.00)	14.8	290.6
藤井寺市	-	(12.99)	-	(17.99)	6.5	66.0
東大阪市	-	(11.25)	-	(16.25)	8.6	82.7
泉南市	0.10	(13.02)	-	(18.02)	12.0	192.9
四條畷市	-	(13.19)	-	(18.19)	11.0	116.9
交野市	-	(12.90)	-	(17.90)	16.2	304.5
大阪狭山市	-	(13.15)	-	(18.15)	10.3	49.8
阪南市	-	(13.31)	0.82	(18.31)	8.6	73.0
島本町	-	(14.52)	-	(19.52)	14.0	35.0
豊能町	-	(15.00)	-	(20.00)	4.7	87.6
能勢町	-	(15.00)	-	(20.00)	8.3	49.1
忠岡町	0.92	(15.00)	1.41	(20.00)	17.2	237.8
熊取町	-	(13.90)	-	(18.90)	10.5	78.5
田尻町	-	(15.00)	-	(20.00)	14.5	44.9
岬町	-	(15.00)	-	(20.00)	21.3	195.4
太子町	-	(15.00)	-	(20.00)	16.9	88.0
河南町	-	(15.00)	-	(20.00)	15.2	62.3
千早赤阪村	-	(15.00)	-	(20.00)	18.2	139.3

早期健全化基準 実質公債費比率 25%、将来負担比率 300%。

◆参考 府内自治体の経営健全化基準(平成21年度決算)

(単位:%)

特別会計(事業)名	上水道
大阪府	-
大阪市	-
堺市	-
岸和田市	-
豊中市	-
池田市	-
吹田市	-
泉大津市	-
高槻市	-
貝塚市	-
守口市	-
枚方市	-
茨木市	-
八尾市	-
泉佐野市	-
富田林市	-
寝屋川市	-
河内長野市	-
松原市	-
大東市	-
和泉市	-
箕面市	-
柏原市	-
羽曳野市	-
門真市	-
摂津市	-
高石市	-
藤井寺市	-
東大阪市	-
泉南市	-
四條畷市	-
交野市	-
大阪狭山市	-
阪南市	-
島本町	-
豊能町	-
能勢町	-
忠岡町	-
熊取町	-
田尻町	-
岬町	-
太子町	-
河南町	-
千早赤阪村	-
泉北水道企業団	-

特別会計(事業)名	下水道
大阪府	-
大阪市	-
堺市	-
岸和田市	-
豊中市	-
池田市	-
吹田市	-
泉大津市	-
高槻市	-
貝塚市	-
守口市	-
枚方市	-
茨木市	-
八尾市	-
泉佐野市	-
富田林市	-
寝屋川市	-
河内長野市	-
松原市	-
大東市	-
和泉市	-
箕面市	-
柏原市	-
羽曳野市	-
門真市	-
摂津市	-
高石市	-
藤井寺市	-
東大阪市	-
泉南市	-
四條畷市	-
交野市	-
大阪狭山市	-
阪南市	-
島本町	-
豊能町	-
能勢町	-
忠岡町	-
熊取町	-
田尻町	-
岬町	-
太子町	-
河南町	-
千早赤阪村	-
泉北環境整備施設組合	-

特別会計(事業)名	工業用水道
大阪府	-
大阪市	-

特別会計(事業)名	簡易水道
河南町	-

特別会計(事業)名	病院
大阪市	7.3
堺市	17.5
岸和田市	-
豊中市	-
池田市	5.7
吹田市	-
泉大津市	9.6
貝塚市	8.5
枚方市	-
八尾市	-
泉佐野市	-
和泉市	10.6
箕面市	-
柏原市	18.4
藤井寺市	-
東大阪市	-
阪南市	-

特別会計(事業)名	宅地造成
大阪府	-
大阪市	-
泉大津市	-
枚方市	-
泉佐野市	-
和泉市	-
箕面市	-
岬町	-

特別会計(事業)名	交通
大阪市	-
高槻市	-

特別会計(事業)名	市場
大阪府	-
大阪市	178.8

特別会計(事業)名	と畜場
羽曳野市	-
貝塚市	-

特別会計(事業)名	電気
堺市	-
泉北環境整備施設組合	-

特別会計(事業)名	観光
千早赤阪村	-

特別会計(事業)名	港湾整備
大阪府	-

特別会計(事業)名	その他法適
大阪府	-

※【下水道事業】豊能町(上段)公共下水道事業(下段)個別排水処理事業、能勢町(上段)公共下水道事業(下段)農業集落排水事業、岬町(上段)公共下水道事業(下段)漁業集落排水事業

※【宅地造成事業】大阪府(上段)箕面北部丘陵整備事業(下段)地域整備事業、(下段)、大阪市(上段)港営事業(下段)市街地再開発事業

※【交通事業】大阪市(上段)自動車運送事業(下段)高速鉄道事業

※【市場事業】大阪市(上段)中央卸売市場事業(下段)食肉市場事業

経営健全化基準:20%
特別会計(事業)名の区分は、総務省への報告の区分である。

